



時報 しやりんけん

第10号
2017

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

特集

第10回社会倫理研究奨励賞 1

全体講評 蝟壺の中の「正しさ」と世界に開かれた「正しさ」 辻 中 豊 2

第10回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

国際社会における二重基準論争

一核不拡散体制をめぐる争いを事例として 濱 村 仁 6

インタビュー

岩手県こころのケアセンター

「いのち」をかけて挑む仕事 大塚耕太郎 10

学界報告

南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム

「持続可能な発展は可能か—回勅「ラウダート・シ」を複眼的に読む」 籠橋一輝 16

南山大学社会倫理研究所主催「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」シンポジウム2016

「人は自分を救えるのか？—自助と支援を考える」 森山花鈴 19

活動報告

2016年度懇話会等報告 22

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告 籠橋一輝 30

「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告 森山花鈴 34

社会倫理の道標

家族の多様性を考えるための十冊 梅澤 彩 36

研究所活動記録

平成28年度（2016年度）活動報告 38

研究所専任スタッフ研究業績 40

南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ2017 42

編集後記 44

ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

南山大学社会倫理研究所の2016年度の活動報告として、『時報しゃりんけん』第10号をお届けします。私が所長を拝命してから10年目を迎え、おそらく、これが最後のご挨拶になろうかと思えます。1980年5月に創設された研究所の活動に10年間にわたって関わってこられたことには、感慨深い思いがしますし、無事に職責を果たせたことに感謝しております。この10年間で振り返ってみますと、研究所員の異動もありながら、毎年の継続的な活動を無事に維持できたことは、所長に任命された際のミッションを一応は果たせたものと思っております。特に、社会倫理研究奨励賞が第10回を迎え、社会的な認知を得られていることは、大きな喜びです。これも、第一種研究所員はもちろん、それぞれの所属部署で活発な研究・教育活動を継続しながら関わっていただいている第二種研究所員、さらには学外の非常勤研究員のご支援・ご協力によるものと感謝しております。

第10回社会倫理研究奨励賞の審査をはじめ、2016年度の研究所の活動については、是非、中身を熟読のうえ、ご感想や忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。研究所の活動の成否は、皆さんからの励ましにかかっているとと言っても過言ではありません。

次年度から、新たな体制で活動を続けていく（はずの）南山大学社会倫理研究所に対して、今後とも変わらぬ御支援とご助力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

特集

第10回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第10回の募集は、2015年12月1日から2016年11月30日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて7篇の応募がありました。そして、2017年2月3日、第10回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、濱村仁「休戦ライン」としての核不拡散体制—衝突する規範の妥協と二重基準論争—

（『国際政治』第184号、89-102頁、2016年3月）

と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

小西真理子「ケアの倫理に内在する自立主義—相互依存・依存・共依存の検討を通じて—」（『倫理学年報』第65集、265-278頁、2016年3月）

なお、最終候補論文は以下の1篇です。

森悠一郎「高価な嗜好・社会主義・共同体—G.A. コーエンの運の平等主義の再検討—」（『法と哲学』第2号）

第10回社会倫理研究奨励賞選定委員会

辻中 豊【委員長】	筑波大学人文社会系 教授	政治学
谷口照三	桃山学院大学経営学部 教授	経営学、経営哲学
安藤史江	南山大学大学院ビジネス研究科 教授	経営組織論、組織学習論
石川良文	南山大学総合政策学部 教授	環境政策、政策評価
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
笹橋一輝	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	環境経済学
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学

全体講評 — 蝸壺の中の「正しさ」と世界に開かれた「正しさ」

第10回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 辻中 豊

南山大学社会倫理研究所が主催する「社会倫理研究奨励賞」も今年で第10回の節目を迎えることができました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物であり、選定委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

今回は受賞作一編と審査員賞一編が選ばれました。ここに選定経過と各論文の講評について報告させていただきます。

2016年7月に論文募集を開始し、締め切り日の12月1日までに今回は7編の応募がありました。これらの論文について12月19日に予備審査委員7名による一次審査を行い、最終審査の対象として論文6本が選ばれました。次に外部委員を含む9名の選定委員会委員に、こ

れら6本の論文について学術性やアクチュアリティ等の観点から「上位2本を選び、短評をつける」ことをお願いしました。その結果を基に、本年2月3日に最終審査を行い、熱心かつ活発な長時間の議論を通じて受賞作が決定されました。

まず最終審査に残った6本の論文は、いずれも甲乙つけがたい力作であったことをご報告させていただきます。以下では、その中で受賞した各論文について、選定委員会で闘わされた意見を総合しながら講評を述べさせていただきます。





第10回社会倫理研究奨励賞

濱村仁（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

受賞論文 「「休戦ライン」としての核不拡散体制—衝突する規範の妥協と二重基準論争—」

（『国際政治』第184号、89-102頁、2016年3月）

【講評】

本論文は、国際関係における「二重基準」をめぐる論争、とりわけ核不拡散体制に焦点を当て、「二重基準を無視するのでも非難するのでもなく、論争の背景を理解することを目的」にし、これまでの「論争」をより広く、またより深く解釈する枠組みを提示しているところに特長があります。

この論争は、「諸主体の忠誠心を引き裂くような普遍的規範の衝突と妥協の下で起こる」と著者は述べています。「妥協」を「休戦ライン」と喩え、核戦争を巡る国際政治における「休戦ライン」を「核不拡散体制」すなわち「自衛権を筆頭とする核保有肯定の規範」と「人道的考慮を筆頭とする核保有の否定の規範」との争いの妥協と把握しています。これら2つの「規範」の競合、休戦ライン

である妥協が示す正統性の脆弱性と、それに対する各国家レベルでの「規範」（それを背景とした「利害」）から生じる不満によって「二重基準」をめぐる論争が起こることが、極めて理路整然と解明されています。

妥協である休戦ラインの引き方には、「先送り型」と「棲み分け型」があること、また棲み分けには、空間的なそれと時間的なそれがあることなどを指摘し、分析を進めています。またいかにして休戦ラインの引き直しを目指す論争が継続するか、さらに論争はいかにして抑制されるかについても考察がなされております。

こうした解釈枠組みに基づくことによって、本論文は、「核不拡散体制」に関する論争を従来型の文脈、「正義と不正義の分節化」、「利害と規範のジレンマ」、および単なる「利益損失計算闘争」等の文脈に落とし込むことなく、

「規範と規範のジレンマ」という「より広い文脈」のなかで展望することを可能にしています。さらに、この解釈枠組みは、他の事例にも十分応用可能であり、注意して用いることで不毛な争いを回避し改善できる可能性を暗示しています。本論文は以上のような点で高いアクチュアリティを有しており、社会倫理研究奨励賞にふさわしい業績と判断されました。

他方で、国際政治は権力闘争を本質とし、ここで述べられている二重基準を通じた妥協はいわば所与であり、とりわけ、核不拡散条約（NPT）は条約として制度化された二重基準であって、条約加盟国についてはNPTの不平等性を甘受しているともいえるのではないかと、むしろ、「おわりに」で示唆された自決権と領土保全の衝突の事例や人道的介入の方が、著者の目指す国際社会レベルの二重基準に起因する倫理的問題への問いかけには適切だったのではないかと、という国際政治学の観点からの指摘もありました。

本研究で示された二重基準という社会倫理的に極めて重要なテーマへの分析枠組みを、今後、様々なアクチュアルな事例に適用し、現代社会分析を深めていただくこと、さらにそれを通じて、ご自身の研究視野を拡大しつつ、一層深化、進展させられることを心から期待したいと思います。



審査員賞

小西真理子（日本学術振興会・国際基督教大学 特別研究員 PD）

受賞論文 「ケアの倫理に内在する自立主義—相互依存・依存・共依存の検討を通じて—」（『倫理学年報』第65集、265-278頁、2016年3月）

【講評】

本論文は、これまでの議論展開、「依存」から「自立」への成長を前提とし、「依存の否定」、「回復の対象としての依存」と位置付ける「慣習的な議論展開」に対して異議を唱え、『自立主義』を批判し、依存の重要性を指摘する論理を導き出してきたものとして、「ケアの倫理」の意義を指摘しています。他方でケアの倫理の「依存」に関する論理展開をきめ細かく分析しています。

そのうえで、「ケアの倫理」は「不適切な「依存」関係の形態を批判し「そこからの脱却や成長を求めるようになる」のであり、実は「自立を求める思想が内在化していること」を突き止めています。結果として、このことが「共依存」などケアの倫理が肯定できない依存状態を見えなくする、つまり不可視化する点を浮き彫りにしています。この論理展開と主張は明快であり、理論と現実の乖離に明確な意識をもって研究を進めようとしている姿勢、過度な現実の単純化をさげ、関係性を、文脈を通して把握し、ケアの倫理と愛の倫理の関係を考えようとする姿勢は高く評価できます。

他方で、「ケアの視点だけから、現実の心理的依存を語るのは危険だ」とする結論にはやや物足りなさも否めず、もう一步踏み込んだ分析が望まれるでしょう。そもそも「ケアの倫理」は、「生活世界」における人間の存在様態をもとに、倫理をより広い枠組みの中でとらえ直そうとする試みであったはずで、そうしたことを踏まえた、複合的な視点からの今後の考究の進展を期待したいと思います。

最終候補論文

森悠一郎「高価な嗜好・社会主義・共同体—G.A. コーエンの運の平等主義の再検討—」（『法と哲学』第2号）

【講評】

ジェラルド・A. コーエンの複雑で複合的な平等主義的

な正義の構想と議論、それに批判的なロナルド・ドゥオーキンの議論をとりあげ、両者を対照することで、コーエンの議論の問題提起の価値は、別のところにあることを示した点は評価できます。すなわち、市場においてノーマルで支配的な多数派の生活様式が席卷することで周縁化される、アブ・ノーマルな少数者に対するインフォーマルな差別・抑圧実践の存在を可視化するという点で積極的な実践的含意があることを明らかにした点です。こうした彼の議論は「正当化の共同体」としてのコーエン自身の道徳的正当化テストをパスしないとの指摘も納得できます。

ただし、論文の大部分が先行理論の紹介に費やされており、全体のバランスとしては、問題提起であるアクチュアルな価値の部分を抑え下げることに力点を置いた方が、論文のアクチュアリティをより高めることにつながったのではないかと、惜しまれます。



2016年から17年にかけて、現実の世界では、アメリカ大統領選挙や英国でのEU離脱の是非を問う国民投票に象徴される、社会倫理上の「正しさの問題」を突きつける大きな争点が提示され、さまざまな出来事が相次いで生じました。この潮流は止まることなく続くと考えられ、人文社会系を中心とした社会倫理研究の力量が試されています。様々な社会で様々な社会倫理的問題が生じていますが、基本的に問われていることは現代における人間の尊厳、人々のウェルビーイング（よきありかた）をいかに保ち、発展させるかでしょう。その基点を忘れず、

しっかりとした問いを明確に打ち出し、それに答えることが望まれていると思います。

応募作はいずれも力作ぞろいであり、いずれも審査付き論文として、もしくは出版物の章として公刊されたものです。それゆえ、それぞれの学術上のディシプリンに沿った形で発表されているのはいうまでもないことです。学術的にはいずれも優れた研究であると考えています。

他方で社会倫理の研究を奨励するこの選定委員会では、アクチュアリティも重視しています。つまり、その学術の在り方として、小さな学問分野という蛸壺の中の「正しさ」であっては説得力にかけ、他の研究分野やより広い人々に理解可能な形で、いわば検証に開かれた「正しさ」を目指す研究が説得力をもったと感じました。選定委員会のディシプリンも多様ですが、受賞した論文には、ディシプリンを超えて世界に訴えるアクチュアルな問いがあり、検証に開かれた正しさへの答えが模索されていることを痛感いたしました。

言い換えれば、アクチュアルな現実と学術の緊張関係が、優れた研究には存在するという点です。最後に、選定委員長の観点からは、このアクチュアルな現実・文脈への視点は、決して日本や先進国の内側に限定されるならず、日本や先進国を問題にする場合も、広くアジア、世界、地球を、その不均等で斑な世界をしっかりと押さえた、そうした社会の人々にも意味のある、説得力のある社会倫理研究になってほしいと感じました。

学術的にはどうしても先進国の視点・文脈が重視されがちですが、想像力をしっかりと広げ、現実に検証される開かれた社会倫理研究が進展することを心から願っています。■



国際社会における二重基準論争

—核不拡散体制をめぐる争いを事例として—

第10回社会倫理研究奨励賞受賞 濱村 仁

このたびは栄えある社会倫理研究奨励賞をいただき、大変ありがたく存じます。選定委員会の先生方、南山大学の関係者の方々には心より感謝いたします。また指導教員の石田淳先生、『国際政治』184号の編集を担当された山田敦先生、匿名査読者のお二人にもこの場を借りてお礼を申し上げます。

以下では補足・修正点を適宜盛り込みながら受賞論文の概略をお話します。

1. 二重基準論争という問い

拙論は、国際社会において二重基準（ダブルスタンダード）をめぐる論争が起きる背景を理論的に検討し、核不拡散体制の事例を分析しました。国際政治学には、国際社会がどの程度「社会的」なのかという大きな問いが存在します。国内社会に比べて共有価値が希薄とされる国際社会については、専ら個別的利害が争う非社会的な場であるという悲観論もあります。他方で特に冷戦終結後には、国際社会の共通価値実現に貢献するための技術的・国内的な障害の克服だけを論じる楽観論も増えています。そこで英国学派や構成主義などを中心として国際政治学に求められてきたのは、過剰な悲観・楽観どちらにも与しないバランスのとれた国際社会像を描くことだと言えるでしょう。

私はこの学問的潮流に棹さしながら、今まであまり検討されてこなかった二重基準の問題を正面から扱おうと試みました。二重基準とは、平たく言えばご都合主義的な基準の使い分けですが、井上達夫が指摘するように、これは正義の概念に深く関わります。というのも正義とは「等しきものは等しく扱うべし」という普遍主義的要請であり、基準の「使い分けを首尾一貫して正当化しうる普遍主義的理由」（井上）を持たない二重基準は正義が真っ向から否定する不正だからです。

これに対して、現実主義者の一部は二重基準論争など黙殺せよと言うかもしれません。その中の一派は、かか

る論争は真剣な考察に値しない表層的現象であり、勢力分布などの物質的基盤こそ本質だと主張しますが、観念的要素の重要性を示す多くの研究によって既に反駁されています。現実主義の別の一派は正義をめぐる実践の影響力を認めた上で、己の奉じる正義構想を盲目的に追求する「十字軍」が力関係に基礎づけられた国際秩序を攪乱し分極化させると批判します。この警告は独善の戒めとしては傾聴に値しますが、論争そのものを黙殺して抽象的に秩序の優先を説くならば説得力を欠きます。十字軍の批判も規範的主張である限り何らかの正義を擁護せざるを得ないので、正義に対する秩序の一般的優先を説くことは不可能だからです。

ただし社会科学を標榜する以上、論争の一参加者として二重基準批判に精力を使い果たすことはできません。そこで拙稿は二重基準を無視するのでも非難するのでもなく、目の前の事象が本当に「二重基準」なのかは括弧に入れ、それを争点化する論争の背景を理解することを目的にしました。つまり、拙論はなぜ二重基準論争が起きるのかと問うのです。

2. 理論構築

二重基準論争の背景を探る出発点として、規範と利害の関係を「利害の衝突」「利害と規範の衝突」「規範の衝突」に類型化してみます。「利害の衝突」モデルは論争を規範的修辞で偽装した利害の衝突であると捉えますが、利害に従属した無力な「規範」はそもそも修辞としてさえ無力ですから、規範的言説が飛び交う現実を説明できません。第二の「利害と規範の衝突」モデルは、確固たる規範がある状況で個別主体が規範と競合する利害にも衝き動かされる結果として時折逸脱行動に及び、論争を引き起こすと捉えます。この場合の逸脱主体は逸脱であると十分承知しているので、論争は一方的非難に終わるでしょう。第三の「規範の衝突」モデルは社会的に適切な行動が自明でない状況での正しさをめぐる争いとして論争を



捉えます。以下では、第二モデルと違い議論の応酬で白熱すると予想される第三モデルに絞って論じます。

「規範の衝突」モデルにおいて二重基準論争の背景となる規範の構造は、特定の問題に対して対照的な行動指針を与える複数の規範が同時に影響力を持っているので、各主体がそれらの規範の間で引き裂かれる道徳的葛藤の状況です。とりわけ衝突する規範の間に不安定な妥協（拙論はこれを「休戦ライン」に喩えます）が成立した状況は、各規範が一定の求心力を持つことを関係者が認めている証ですから、道徳的葛藤が顕在化していると言えます。

休戦ラインについては、私が「先送り型」「棲み分け型」と呼ぶ二つの妥協方式が考えられます。前者は妥協内容を曖昧にして合意成立を優先するもので、具体的文脈に適用する際に論争が再燃すると考えられます。反対に後者はいかなる場合にどの規範が優越するのか合意時にはっきり定め、各規範の適用範囲を区切って棲み分けます。後者は本来普遍適用を志向するはずの規範に妥協を強いるため、休戦ライン自体の正統性は脆弱なものに留まり、それに規範的に挑戦する動きが論争となるでしょう。

とはいえ上記の構造的条件が揃えば常に二重基準論争が起こるわけではありません。論争の直接的原因はあくまで二重基準を争点化する自立的意思を持つ個別主体の存在です。試みに棲み分け型の休戦ラインがある状況を想定し、論争の役者として現状否定派（妥協すること自

体を否定）・現状変更派（妥協することは肯定するが休戦ラインの位置が不満）・現状維持派（休戦ラインに満足）を設定してみましょう。現状否定派が休戦ラインを二重基準の制度化として非難するのは当然ですが、現状変更派も休戦ラインを動かすためにはその方向に引っ張る規範の普遍主義的要請を持ち出して休戦ラインを攻撃します。前二者に挑戦する現状維持派は、現状変更派の変更先も所詮新たな二重基準ではないかと牽制できますが、そうすることで二重基準を問題視する議論の立て方に不本意ながら巻き込まれます。

論争を抑制するには休戦ラインの正統性強化が必要ですが、それには二つの可能性があるでしょう。第一は、関係者が休戦ラインに挑戦しない状況が長く続くことで徐々にそれが慣習化し、結果として二重基準問題が希薄化する可能性です。第二は、休戦ラインの妥協を正義に適うものとして正当化する試みが成功する可能性です。「等しく扱わない」のは対象が「等しくない」からだに関係者を説得できれば、二重基準問題は解消します。こうして休戦ラインの規範的性格が強まると、最終的には「規範の衝突」モデルが該当しなくなりますが、その場合にも「規範と利害の衝突」モデルが想定する二重基準論争は依然として可能であることには注意が必要です。

3. 休戦ラインとしての核不拡散体制

上記の理論枠組みを前提に核不拡散体制をめぐる論争を分析します。この論争を理解するには、核保有を肯定する自衛権中心の諸規範と否定する人道主義中心の諸規範の対立を調停する、棲み分け型・先送り型を組み合わせた休戦ラインとして核不拡散体制を捉えるべきです。棲み分けには、空間的区分（核保有が許可される核兵器国五カ国と禁止される非核兵器国という空間分割）と時間的区分（核兵器国において核保有が許可される過渡期と禁止される核廃絶期という時間分割）が用いられます。そして空間的区分では核兵器国が関係する領域再編の可能性と非核兵器国が禁じられる行為の範囲について、時間的区分では過渡期と核廃絶期がどこで区切られるのかについての対立が先送りされています。空間的区分は二重基準の制度化として不満を呼ぶので、時間的区分はこれを宥める役割を担います。

加えて、拙論が「属性的二分法」と呼ぶところの、生物学的隠喩を用いて核兵器国／非核兵器国を責任ある国／無責任な国と重ね合わせることで、両者を「等しく扱わない」のは両者が「等しくない」からだとし二重基準の問題設定を解消しようとするフレーミング戦略も働いています。これが核兵器国／非核兵器国の線引きを純粋な歴史上の偶然の所産と位置付ける「機械的二分法」（シュクラール風には、権利の非対称を不正ではなく不運として甘受することを要求する戦略）と共犯関係に入ること、空間的区分の自明化が進められるのです。

しかし様々な工夫にもかかわらず核不拡散体制の正統性には脆弱性が残ったため、二重基準論争が継続することは避けられませんでした。ここでは空間的区分に関して三つ、時間的区分に関して一言及したいと思います。第一は、新たに核保有を既成事実化した後発国が自衛権などの規範で自己正当化し、守勢に立たされた既成の核兵器国が（ここまでは認めるがそれ以上は認めないという）不拡散の論理で空間を仕切り直して核保有を承認する状況です。その際には責任ある国／無責任な国の属性的二分法が担ぎ出されて、二重基準という非難に対抗することになります。

第二は、後発国が非核兵器国の禁じられる行為の範囲の曖昧さを利用して、平和利用の大義名分を掲げつつ実質的に核兵器開発を進められる状況です。不透明な核開発が核保有の正統性に関する葛藤を表しているのかシニカルな偽装にすぎないのかは別として、かかる国に核軍縮の進展がないと非難された核兵器国はそれを二重基準



と見るでしょう。

第三は、同じく非核兵器国の禁じられる行為の範囲の曖昧さに起因します。NPTが原子力平和利用の「奪い得ない権利」を規定したにもかかわらず、70年代後半から徐々に核兵器に直結する機微技術（ウラン濃縮・核燃料再処理）の民生利用を制限する動きが強まった結果、非核兵器国が機微技術を利用できる国と利用できない国に分断され、二重基準の非難を巻き起こしています。

第四は、時間的区分の過渡期と核廃絶期の区切れ目の曖昧さを利用して核兵器国が事実上核保有を永続化できる状況です。しかも空間的区分を安定させるために導入された属性的二分法が核保有永続化を助長することで問題を悪化させます。というのも、もし核兵器国が過渡的な核保有を安心して任せられる「責任ある国」ならば、永続的にそれを任せることもさほど危険ではないと考えられかねないからです。延々と核保有を続ける核兵器国が他国の核兵器開発を非難しても、後者はそれを二重基準とみなすでしょう。

受賞者プロフィール



はまむら じん
濱村 仁

東京大学教養学部卒業。同大学院総合文化研究科修士課程修了。現在、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在籍。

研究領域

国際政治学、秩序と正義、核技術と社会

主要業績

「休戦ライン」としての核不拡散体制—衝突する規範の妥協と二重基準論争—『国際政治』第184号、2016年3月、89-102頁。(受賞論文)

国際社会の二重

国際社会の「社会性」をめぐる議論に棹さす新たな

・ 悲観論と楽観論

・ 英国学派・構成主義・国際法学・世界正義論

問いの理論的要請

・ 国際社会における正義（普遍主義的要請）の

・ 秩序と正義の関係への示唆

的的要請

実の二重基準論争とどう向き合うのか—

4. 今後の課題

私は核不拡散体制をめぐる論争をどう理解するかを出発点として国際政治学の枠内で議論を組み立ててきました。研究を進めるうちに、この問題が核不拡散体制の事例どころか国際政治学の学問領域も超えて広く見られる問題の一部であることに気づきましたが、他分野の方々に拙論がどう受け止められるかについては不安が期待に勝っていました。その意味で、このたび社会倫理研究奨励賞をいただいたことは嬉しい驚きです。これを励みとして、他分野との接合性について今後も考えていきたいと思えます。たとえば政治学・社会学などで論じられるNIMBYの問題には二重基準問題と共通するものがありますし、実際に核不拡散体制の事例でも原発などをめぐる国内政治まで射程を拡げられるのかもしれませんが。また核技術の民生利用を正面から扱うならば、現時点では議論が及んでいない技術と社会の関係についてもきちんと論じる必要が一層痛感されます。ただし国際政治を超えた問題まで目配りする際には、同時に国際政治のユニークな点がどこにあるのかについても考えていきたいと思えます。■

岩手県こころのケアセンター

『いのち』をかけて挑む仕事

大塚耕太郎 × 森山花鈴 × 籠橋一輝 × 奥田太郎

2017年3月23日、第一種研究所員の森山、籠橋、奥田が岩手県こころのケアセンターを訪問し、大塚耕太郎氏（岩手県こころのケアセンター副センター長、岩手医科大学医学部神経精神科学講座教授）にお話を伺った。

岩手県こころのケアセンターは、東日本大震災で辛い経験をされた被災者の方々の心身の健康を守るため、専門的なこころのケアを長期にわたり実施することを目的として設置されている。

1. 岩手県こころのケアセンターの設立について

森山：はじめに、岩手県こころのケアセンターの設立時期と設立経緯を教えてください。

大塚：岩手県こころのケアセンターは、平成24年2月15日に岩手医科大学に設置され、小川彰理事長と宮館寿喜副知事（当時）により看板がかけられました。酒井明夫神経精神科学講座教授（当時、現在副学長）がセンター長、私が副センター長を拝命しました。沿岸地域での地域センターの設置は、同じ年度内の平成24年3月29日になります。当時、平成23年3月11日の東日本大震災の1年後で、あらたに50人弱の組織を作らなければならない状況でした。

岩手医科大学では岩手県久慈医療圏で発災当初からこころのケア活動を行い、全県でのこころのケアのモデルを構築してきました。また、その過程で岩手県庁と中長期的なこころのケアの体制を検討し、久慈のモデルをこころのケアセンターの原型として支援モデルをどのように実現するか協議していました。こころのケアセンター事業は最終的にあらたに民間で行う事業として設定されました。岩手県ではこころのケアセンター事業は医師を含めたスタッフ確保、人材養成、事業のノウハウ等の観点から岩手医科大学以外での実施は困難な状況であるため、事業の委託のお話をいただくこととなりました。

小川先生をはじめとした上層部や酒井明夫先生が、被災地支援としてこころのケアは最重要という認識のもとにご英断してくださり、大学の復興事業に位置づ

けていただき対策をすすめることとなりました。

そして、大学では、寄付講座として災害・地域精神医学講座も設置し、教育・研究体制も整備しました。また、こころのケアセンターで活動する数十人の雇用、沿岸地域での事務所の確保、相談場所探し、契約、スタッフの住まいの選定なども大学職員と一緒に自ら足を運びやってきました。

2. 保健事業としての取り組み

森山：どのようなコンセプトで岩手県こころのケアセンターを運営されていますか？

大塚：災害時のこころのケアと自殺対策は困難な人を支えるという点で方法論を共有しています。被災地で中長期的に自殺対策を展開していくことを主眼にすえました。そして、被災地の現状を考えると、私たちは既存の精神保健体制などの地域の枠組みを壊さない形で、元々ある体制を支えて対策をすすめていくことを目標にしました。

さらに、医療だけで行う医療モデルではなく、地域の保健師さんたちが中核を担う、保健事業を核に置きながら医療的な支援もあり、地域のサロン活動等の見守りにもコミットするようなモデルですすめていこうと考えました。精神保健相談レベルのハイリスク者ケアだけではなく、健康教育や人材養成など健康づくり事業などの予防活動も大切にしています。

奥田：保健事業としてやるのが大事だと思った経緯は何ですか？

大塚：自殺対策では保健事業は地域の対策での核の一つです。被災地での包括的な対策を進めるうえでは、自殺のハイリスク者や震災ストレスのハイリスク者の支援ではその人自身のサポートだけでなく、その周囲の人々のサポートや予防も必要です。加えて、地域住民の意識もあげていかないとはいけません。

奥田：それは何か保健事業が良いといったようなセオリーがあるのでしょうか？

大塚：たとえば保健事業の主要な部分であるこころの健康づくりの視点では、住民や民生委員等の地域住民や社会福祉協議会の相談員などの見守りサポートから、行政の保健センターや保健所等の保健事業、専門医療機関、関係機関までが組み込まれたモデルとなっています。

また、生活支援では生活保護担当課や関係窓口等と支援で連携することが少なくありません。例えば、災害後の支援制度の活用にあたっては弁護士、司法書士、担当窓口、生活支援に関わる機関など様々なサポート

を被災者は活用していくことがあります。これらを包括する形でネットワークとして連携や協力体制を構築していく必要があります。

自殺対策のための戦略研究（編集注：複合的自殺対策プログラムの自殺企図予防効果に関する地域介入研究：NOCOMIT-J）では、包括的な対策は自殺率が高い地域で効果があることが検証されています。岩手県ではすでにそれをモデルとして、地域特性も踏まえながら、全県的に取り組んでいます。

東日本大震災津波では被害も甚大であり、影響を受けている方も非常に多いため、ある程度効果が見込める対策が必要です。平時ではないので試行的なものではなく、より有効性の高いアプローチが求められます。災害後の対策はステージを踏まえて先を見通し計画していくが必要になりますので、質が担保されていて実証性があるものを優先的に選択していく必要があります。したがって、これまで先進地の久慈で行っていた対策を応用し、発展させていくことを対策のモデ



ルに組み込みました。すでに、岩手県では岩手・宮城内陸地震や岩手北部地震を経験してきました。以上の点からいえば、これまで積み重ねてきた方法論を生かしながら発展させていくということになりました。

たとえば、被災地でゲートキーパーを育成することなども含めて自殺対策を中心にすえていくという我々の方法論や概念は被災地の対策として十分に浸透しているわけではありませんでした。しかし、平成24年に自殺総合対策大綱で被災地のこころの健康づくりも自殺対策として位置づけられました。被災地のこころのケアの中で自殺対策を焦点化し、結果として重要視されることとなりましたのでパラダイムシフトといえます。その結果、被災地自治体やボランティア等の民間団体が内閣府の地域自殺対策緊急強化基金を被災地のこころのケアにも使ってよいということになりました。被災地の対策の推進に大きく役立ったと考えられます。

3. スタッフとの向き合い方

森山：大塚先生が自然にできていることが誰にもできるわけではないと思うのですが、スタッフの選定や、スタッフを育てるにあたって、何か工夫はありますか？

大塚：地域センターは、その地域に新しく設置されることとなりますので、これまで地域の顔になっていた方々に協力してもらう必要がありました。精神科の病院で働いて退職した人や、保健師を長く勤めていた人など、地域で顔の見える関係性があり、地域の実情をよく理解されている人も重視しました。また、被災地のこころのケアの事業を実践する上で、職種特異性のない職場にすることを目指しました。たとえば、保健師のAさん、臨床心理士のBさん、ソーシャルワーカーのCさんが職能の限界を超えて、こころのケアと自殺対策としてケアセンターが目指すことをやってもらうことを意味しています。分業制ではなく、皆で協力して行っていく活動ですので、協調性や組織への順応性が求められますし、地域の関係機関や実務者との関係づくりも必要です。

設立の2月15日時点では、私以外に実務者はわずか3名でスタートしました。最初は沿岸でこれまで入っていたこころのケアチームがどんな活動をしているのかをとにかく把握してもらいました。市町村ごとに精神保健の体制はそれぞれ異なりますので、沿岸の全市町村で、どういつながりでこころのケアにつな

がれるかなど、それぞれの場での実態を、しくみとしてどうなっているかを把握しました。たとえば、ネットワークはどうなっているのか、誰と一緒に住民の方のところに訪問しているのか、といったようなことも含まれます。病院にはどこを経由してつなぐのかなど、発災直後から行っていた仕組みを大きく変化させると地域の実務者も混乱をきたすことが想定されましたので、地域の実情も踏まえて配慮しながら進めてきました。

一方で、中長期的な事業となりますし、社会資源も限られていますので、役割分担も必要になります。たとえば、精神科救急の通報対応は保健所が担っていますし、すでに精神科に通院している方はかかりつけ医優先で考える必要があります。医療を含めた関係機関との役割分担や優先順位も意識しながら、地域のこころのケアの体制づくりに加わるべく努力を重ねてきました。具体的な事業一つ一つでこうした認識を共有するやりとりをスタッフとともに欠かさず行い、組織としての地域の役割に関する意識づけを行ってきました。そして、現場では指揮系統が崩れると混乱しますので、中央センターと4つの地域センターの統率や一体感を大事にしてきました。また、県の皆さんや、関係機関とも強い絆でつながっています。

4. 専門家として

森山：地域に入るときに、最初から仲良きは無理だと思いますし、困難なことも多くあると思うのですが、ここがけることとしてはどういったことがありますか？ どういった思いをベースに動かれていますか？

大塚：平時ではなく、東日本大震災でこれだけ大規模な被害を受け、困難な中で暮らす住民の方々へ支援をしていくために、自分自身、いのちをかけて向き合うということを大切に毎日を繰り返しています。7年目になってもなお、復興に向けての支援には、終わりはない状況です。必要な支援を提供し続けることを目標にしています。

非常事態の中で最善と考えられるこころのケアを地域へ提供するためにどうするかということを考えてきました。被災地の中では被災者の良好な支援という結果が求められますので、これまでの知見で良いと考えられる取り組みを実践し、その先に新たな方法論を開発していく必要があります。

実態を把握することは重要ですが、良いか悪いかわからないから検証してみるといった研究は非常事態で

は優先順位が低くなります。その点では支援があつての研究ですし、研究が先にあるということではなく取り組んできました。

奥田：研究者としての自分は犠牲にしているということですか？

大塚：これまでよいと考えられたものを最優先に選択して実行することや、現場で必要とされる方法論を生み出すということも研究者としての一面があるからこそできることもあります。ただ研究のための研究となってしまうような矜持が必要であり、こころのケアでは現場に即した実践が必要になります。だからこそ、平時にトライにしてみるというのと違って、これまで良いと確認されていることを行い、その現場に即したものに調整して取り組むようにしています。

たとえば、エビデンスがあることに取り組み、その知見が被災地でも再現性が確認されることに取り組むことも研究として成立します。非常時は、結果がでるかわからないものよりも、結果がでるものを行った方がいうまでもなく良いと考えられますので、今まででやったものでわかっている最良のものをやることも大切だと思っています。そのため、研究においても、どのスタンスで携わるか、現場でのニーズはどのようなものか、ということに耳を傾けることが重要になってきます。

コホート研究や、さまざまな大規模な研究がトライされ、私もそれらにも加わっています。一方、こころのケアでは実務が優先されます。たとえば、研究では評価をするために何らかの尺度を使いたいと思った場合、研究の精度をあげるためには様々なスケールを使うことなども考えるわけですが、災害直下の状況では必須な項目をチェックリストで簡単に判別できるくらいに精度は下げて現場の負担を減らし、現場での実行性を高める配慮をすることもあります。

また、行政からすると健康情報などは、災害対応の現場の方々とは平時と違い余裕もないので、住民に対しての周知や議会での議論に使えるレベルとして最低限度のラインはどの程度なのかを意識しながら助言をしていくこともあります。

もちろん、入力やまとめの手間などはできることはこちらで引き受け、対応の現場に負担をかけないように配慮しています。

被災地の現場での取り組みを正しく行うよう協力していくことも大切なことだからこそ、非常事態の中で

は研究のクオリティをどのくらいにするかを考えていくことも大切な視点となります。

5. 被災地以外の地域ができること

森山：被災地にいる方ではなく、被災地以外の地域の方々にできることはありますか？

大塚：今問題になっていることのひとつは、風化が起きてしまっていることにあると思います。被災地以外の人も、「まだ大変だったの」と現場の状況と乖離し、被災地の大変さから関心が薄れてきています。被災地は復興事業の真っただ中にあり、そこで暮らす方々は今も大変なんだと理解してもらえることが大切だと思います。正しい知識が届いていなくて風化しているところもあるかもしれません。

『もの言わぬ農民』（編集注：岩手県の農民の人たちがものを言えないとはどういうことかを論じた本。）にも代表されるように、岩手県の沿岸の方々は多くを語りません。被災地で暮らす人々にどう寄り添うかが課題にもなっています。

被災地の実情を認め、理解していただくことは支援の出発点でもあり、そのことが実質的な支援につながります。被災地以外の地域の人も、被災地の人と関わったときに何かできることをしていただいたり、できることがなくても「大変だったね」と共感的に関わっていただくことが大事なのではないでしょうか。

大きな文脈では、復興の予算があるか、支援策があるか、といったことも重要だと考えます。具体的に手助けしたくても支援策が無い場合もあります。社会がその基盤をつくっていないと、支援したいと思っている人たちや立ち上がっていこうとする人たちが行動に移せなくなってしまうのです。施策として、アドボカシーとしてまだまだ大変なんだ、支援が必要なんだという位置づけがないと、支援が崩れてきてしまうように感じます。

奥田：ジャーナリズムも重要ということですね。

大塚：国や行政の施策が、当事者の人々の気持ちに寄り添わないと、悲惨なことにもなりうると思います。「まだ大変なのだ」という認識を持ち続けてもらうことが重要だと思います。その点で実情を報道していただくなどして、課題をあげる新聞やテレビなどの役割は災害が起きた場合にも重要です。

森山：被災地支援はまだまだ必要であるという社会の認識が大切でしょうか。

大塚：実際に苦勞されている方が非常に多いです。さらに、被災者一人ひとりの支援では、それぞれの状況を理解することが重要になりますから、具体的な支援を求められたらどのように協力するか関わる方々に考えていただくことも重要です。もちろん一人ひとりに対して制度がないと支援ができないなどといった問題が浮かび上がれば、それは社会全体の問題になると思います。

奥田：社会の基盤を作るのは人々だけけれど、助けたいと思っている人たちも動けないということもありますね。

大塚：被災地の状況は刻々と時間の経過ともに変化する面もあり、大規模災害では困難さは長期間続いていく問題です。ですから、ぜひ、対策は社会の中で大切な位置づけであることを思い起こしていただきたいと思っています。災害はどこでも起こり得るものですから、一人ひとりにとって大切なことともいえます。

今、こころのケアは復興予算の中ではわずかかもしれませんが、一人一人の命に直結する取り組みですので、今後ますます役割は重要になっていくと考えられます。

制度的には、社会の中で大変な人たちの支援をどこまで継続していくかということや、予算的にどのように措置するのかといった課題を解決しながら、被災地の安心につながるべく努力したいと思います。

6. 今後の運営について

森山：ケアセンターの今後の運営はどのように行っていくかと思われませんか？

大塚：当初想定していたよりも、復興の時期が延びているので、それだけ大変な状況にあります。そのため、想定されたよりも支援の強度をより強めないといけない状況になっています。現状では、支援の強度を高い水準のまま維持していくよう終結させない必要があると思っています。

奥田：予算的にも、被災地支援を閉じる方向に行くなかで、どうしていこうとお考えでしょうか。

大塚：現実の状況に合わせて、こころのケアを弱めないようにしたいと思っています。そのためにはなんとか現在の水準を保持できるよう予算措置を考えていただくことも重要だと思っています。被災地の困難さと支援が乖離しないように努めていきたいと思っていますし、周囲へ協力を求めているかと思っています。

そして、何より被災者のニーズに合った対策をしていくことが求められているので、そこにこだわっていただければと思っています。

7. 次世代への継承

籠橋：現場に寄り添うスピリットが大塚先生にあると思うのですが、大塚先生のスピリットを次の世代につなげていく、という点で見通しやプランはありますか？

大塚：事業を皆と一緒に取り組み、様々な人と連携をして行うということを日々繰り返していくことは、こころのケアでの大切な視点を共有することでもあり、そういう意味で継承でもあると思っています。こころのケアは日々実践の現場なので、自分の思いだけ言っても、実践が伴わないと何の意味もありません。先に話したように実践していくプロセスにおいて、ケアに現在関わっている人へ姿勢や知識、スキルを伝えることになりすし、取り組みの結果は未来の人へ継承されていきます。そして、悩む人を癒すべく努力することを通して、理念と相補的となり実践的なモデルが構築され、皆が共有していくことになります。

たとえば、岩手県の自殺対策では、久慈地域でやったモデルを久慈モデルとして自殺対策の骨子にしています。もちろん、ある地域で役立ったことはほかの地域で必ず役立つとは限らないので、地域特性を踏まえていくことも視点も必要です。しかし、目標となる取り組みを参考にしながら、別な地域でも対策を広げていくことは現場の助けになります。

現場で最善のモデルを考え、実践し、次に困難があった地域へ還元されることにつながればよいと思います。もちろん、皆で一緒に取り組むことが大切ですので、スタッフとの志の共有やスタッフ教育も大切にしています。

災害現場は動いているので、支援もその時期ごとに変動し、一年後に支援のモデルは以前と異なっていくこともありえます。被災地が復興を目指して変わっていく現場の中では、継承というよりも、現場にこだわっていい仕事をするを大事にしています。もちろん、こころのケアセンターの中では、地域にいままであった体制、今後の体制に敬意を表して寄り添いながら黒子的に支援する、というスタンスは共有されています。

これまで災害が発生したときには、リスクが最も高い現地には、自分が入って行きました。常にやるべきことは変化しています。医療のみならず、関係者たちとの協議をたくさん行うことになります。現場が流動的であり、今の支援をどうやるかというのは専門性が高い領域であり、力量が試されます。スタッフや地域の関係者一同と一緒に取り組みながら、いけるとこ

まず行くというスタンスで、その先に誰かに継承することがあればそうするのだと思います。しかし、専門家としては、撤退しないでやり続ける、死んでもやるくらいの矜持でやらないといけないという思いもあります。継承するために後輩の力試しをさせるのではなく、一緒に取り組み、地域へ貢献できるように育成していく必要があります。その点では一緒に取り組んできた後輩たちはとても力をつけています。その場面ごとのベストを目指して仲間と被災地の方々と向き合っていければと考えています。

奥田：(被災地の現場写真等を見せていただきながら) 記録を残すことを同時にやっていることがすごいことだと思うのですが、そのあたりで心がけられていることはありますか？

大塚：現場で活動している時に、重要だと気づいたら記録を残して、他の人にわかってもらえるようにしています。現場がどのようになっているのかを伝えるためにも必要なことだと感じているからです。

8. 現場において配慮していること

籠橋：現場に入っていくときもどう見られるかということも考えますか？

大塚：たとえば、支援はいろいろな支援者が入れ替わり立ち代わり入ってきます。たとえば、避難したお年寄りたちに、「この人はこの前も来てくれた人だ」と思って安心してもらえるように、同じ服を着るようにしています。また、住民のこころの健康に関する意識を考えて、「こころのケア」といった表示を状況によってつけないように配慮することもあります。専門スタッフだということがわかると、場合によっては対象者がこころのケアが必要な状態であることが周囲にわかってしまうことの弊害もあるからです。何を着て、どのような態度で現場に関わるか、にも細心の注意を払っています。

そして、取材に来る方とのやりとりも大切です。被災地で配慮することなどをマスメディアの方々と話し合うメディアカンファレンスを行った時には、地元紙の記者さんたちが来てくれています。記者の方も日頃から被災者に向き合い、また中には自身が被災地の現場で痛みを感じる二次的な被災者でもある場合も少なくありません。

徐々に被災後の生活の困難さへの風化も生じてきていますので、被災者の社会の中での位置づけを検討す

ることも重要です。社会倫理研究所のみなさんのように社会倫理的な視点から被災地に向き合っていたいという気持ちも、支援的なアプローチだと思っています。一同：本日はありがとうございました。今回お話を伺って改めて、大塚先生が真摯に現場に向かわれていること、そして岩手県こころのケアセンターのご活動についてよくわかりました。今後ともよろしく願いいたします。■



大塚耕太郎

【おおつか・こうたろう】

岩手医科大学神経精神科学講座教授。岩手県精神医学会会長。これまで新潟中越地震、岩手宮城内陸地震、東日本大震災、熊本震災などの支援に関わり、岩手県こころのケアの中心的な役割を担ってきた。

2016年4月より現職。岩手県こころのケアセンター副センター長を併任している。日本自殺予防学会や日本総合病院精神医学会、日本精神科救急学会の理事。

持続可能な発展は可能か ～回勅「ラウダート・シ」を複眼的に読む

籠橋 一輝

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
国際教養学部・講師

南山大学社会倫理研究所と上智大学生命倫理研究所が共同で開催する公開シンポジウムは、今回で6回目を迎えた。今回はローマ法王が2015年に出した回勅「ラウダート・シ」に焦点を当てたが、この回勅は地球環境問題が深刻化し、その解決の糸口がまだ見つかっていない現状に警鐘を鳴らしている。環境論的観点からすると、「総合的なエコロジー (Integral Ecology)」という考え方が提示されている点にこの回勅の大きな特徴がある。環境問題を経済的・社会的な文脈から切り離した上で解決を図ろうとするのではなく、むしろ経済問題や社会問題、あるいは人間性の破壊という問題との相互関連性を重視しながら、環境問題の解決を志向すべきであることを訴えかけている。現代の環境問題の根底には資本主義経済があることを考えると、私たちは改めて、経済成長と環境保全の両立をいかにして実現するか——それはまさに「持続可能な発展 (Sustainable Development)」の問いそのものである——という問題を真剣に考える岐路に立っているように思われる。

社会倫理研究所は2015年度まで、環境問題の起源と効果的な対策について探求する「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトを実施しており、2016年以降は「社会的レジリエンス」研究プロジェクトに引き継がれていたため、この回勅をいつか取り上げて徹底的に議論したいと考えていた。その折に、今回の共催シンポジウムの企画が回ってきたのである。共通テーマを早急に探す必要に迫られたということもあったが、ともにカトリック大学である南山大学と上智大学が、共催シンポジウムでローマ法王の回勅を取り上げることは時宜を得ているように思われたし、回勅の意義を一般聴衆に分かりやすく伝えることは、両大学・研究所が負っている社会的責任でもある。

ところで、「回勅」という媒体は、キリスト教徒やカトリック信者以外にとっては（少なくとも特定の信仰を持たない日本人にとっては）あまりピンとくるものではないかもしれない。しかし実際に「ラウダート・シ」を紐解いてみると、先述の総合的なエコロジーという考え方

を始め、キリスト教とは無縁の人にとっても、現代の環境問題を考える上での多くのヒントを含んでいることが分かる。事実、特定の宗教的信仰を持たない私も、回勅を読む前と後では、回勅に対する印象が随分と異なっていた。このような私の個人的な経験もあったので、回勅「ラウダート・シ」が持っている普遍的意義と、カトリックの宗教文書であることがもたらす特殊性を切り分けて議論する必要があると思った。そのような経緯で、今回のシンポジウムでは専門性のまったく異なる3名の先生をお招きし、シンポジウムのタイトルにもあるように、「回勅「ラウダート・シ」を複眼的に読む」ことを狙いとしました。

前置きが長くなってしまったが、以下、当日のシンポジウムの様子をお伝えしたい。一人目の登壇者は、環境学がご専門の吉川まみ先生（上智大学神学部神学科・講師）である。「持続可能性に向けた関係性の再構築と“総合的なエコロジー”」という演題で行われた本報告では、「ラウダート・シ」の基本的な構成や特徴について概説するとともに、環境問題や環境教育をめぐる歴史的経緯を踏まえながら、総合的なエコロジーの考え方を「関係性の再構築」という観点から理解する見方が示された。ここでの関係性の再構築とは、一般的な環境論では「人と人の関係性の再構築」と「人と自然との関係性の再構築」が念頭に置かれるが、イエズス会が提示している「3つの和解」では、上記の2つに加えて「神との関係性の再構築」（「神との和解」）が提示されており、このような神との関係性を前提にするかどうかにかかわらず、一般的な環境論と「ラウダート・シ」の大きな違いがある。そして神との関係性を前提とすることは、神がつくった被造界において、人間は生態系の十全性 (integrity) と自らの生の十全性を守り、育んでいく責務を負っているという認識につながっていく。これが、「全人的な発展 (Integral development)」という考え方に結実していくのである。「総合的なエコロジー」を神との関係性の再構築という点を含めて読み込めば、そこには自ずと「人間はいかに生きるべきか」という人間論が（キリスト教的観点から）立

ち現れる。この点において、一般の環境論とは異なる「ラウダート・シ」の独自性が認められるのであり、「信仰に基づく持続可能な発展というのは、「全人的な発展」という言葉で表すことができる」（講演録、p.19）のである。これは別の言い方をすれば、現行の「持続可能な発展」論に決定的に欠けているものは人間論であり、キリスト教的人間観を前提にするかは措いたとしても、「人間はいかに生きるべきか」という問いを正面に据えて再考する必要があることを示唆しているように私には思われる。

二人目の登壇者は、倫理学がご専門の神崎宣次先生（南山大学外国語学部・教授（当時）、現国際教養学部・教授）である。「現在の環境倫理学の観点から見た「ラウダート・シ」と題する報告のなかで神崎先生はまず初めに、現代の環境問題を悪化させた原因にキリスト教の人間中心主義的な、人間が自然を支配することを正当化する教義があるという批判を展開したリン・ホワイト Jr. の議論を慎重に吟味し、論点の整理を行った。キリスト教本来の正しい解釈に基づけば、自然を適切に管理する義務を人間は負っているというスチュワードシップ思想があり、決して自然を人間の都合に応じて支配することを正当化する教義があるわけではない。この点で、リン・ホワイト Jr. の議論を額面通り受け取ることではできないものの、環境問題の解決を図るためには、人間の心理的側面——信仰もその一つとして含まれる——にまで踏み込んで考えることの重要性を先駆的に指摘していた点は評価できるという。その上で、信仰、信念、価値観によって特徴づけられる人間の心理や思考方法を、持続可能性と調和させるためにはどうしたら良いかという論点は「ラウダート・シ」の中でも繰り返し登場しており、「ラウダート・シ」はまさにこの論点に対して、キリスト教の立場から人間の心性の転換を図る必要性を「全人的な発展」や「エコロジカルな回心」などの概念を通じて訴えかけていると指摘された。また、「ラウダート・シ」がキリスト教という特定の宗教に基づいたものである一方で、そこで展開されている議論の内容は、環境倫理学という世俗的な（非宗教的な）学問的見地からしても、土地倫理（Land Ethic）やディープエコロジーとの共通性を見出すことができるという。環境倫理学にとっては、「神との関係性」を抜きにして、「人と人との関係性」と「人と自然との関係性」の再構築を図ることが学問的な課題となるため、「ラウダート・シ」とはスタンスが異なるものの、そこには持続可能性の実現に向けた包括的な情報やメッセージが含まれていることから、「ラウダート・シ」はキリスト教

信者以外の世俗的な読者にも広く一読される価値があることが最後に指摘された。

三人目の登壇者は、宗教哲学がご専門の佐藤啓介先生（南山大学人文学部・教授）、演題は「回勅を神学的に読むか、哲学的に読むか？」であった。佐藤先生によれば、いま宗教倫理はある種のジレンマに陥っているという。それは社会的なメッセージの発信という点でのジレンマであり、宗教色を強めた倫理を発信した場合には多くの人に聞いてもらえず、かと言って宗教色を弱めて発信をしようとするれば、世俗的な倫理で事足りてしまい、宗教倫理の役割が薄くなってしまう。そのため、宗教倫理の発信者の多くは、同じ宗教の信者の教化を目指すか、異なる宗教に対しては対話の中で宗教倫理に言及するというスタイルを取っている。佐藤先生の講演では、このような宗教倫理が持つジレンマが「ラウダート・シ」にも当てはまるのかという問いを中心軸として議論が展開された。佐藤先生によれば、「ラウダート・シ」における「インテグラルなエコロジー」という考え方は、1991年の「新しい課題」という回勅や、2009年の「真理に根ざした愛」という回勅の中にその萌芽を見いだすことができる。そうした過去の回勅との連続性の中で、「ラウダート・シ」は、環境・経済・社会の問題を有機的に論じていることや、人間社会との関連で環境問題を認識していること、そしてその解決に向けた強いメッセージを出している点で、カトリック内部の回勅として考えても、従来にはない新規性がある。しかし、宗教哲学の観点から「ラウダート・シ」で見逃せないのは、カトリック信者だけを対象としているのではなく、同じ家としての地球に住んでいる「全人類」に向けてメッセージが発せられていることであると佐藤先生は指摘された。こうした「ラウダート・シ」の新しさは、宗教と社会（公共）との関係性をめぐる宗教学の中での「ポスト世俗化」の議論——単に宗教を個人の信仰というプライベートな問題として語るのではなく、社会の中での規範性や倫理性を訴える存在として宗教を位置づけなおすこと——とも一致している。宗教哲学の観点からは、「ラウダート・シ」が「公共圏における一発言者としてのカトリック教会」の立場を明確にしている点で、ポスト世俗化という現代の宗教の流れに沿った回勅として理解することができる。「ラウダート・シ」はこうした点を意識しつつ、カトリック信者と信者ではない人々の双方に向けて語りかける、「ポスト世俗化」に対応した宗教文書としての価値を持っている。現代社会における宗教の位置づけの再検討を促すポテンシャルを持った回

勅として「ラウダート・シ」を位置づけることができるのではないか、というのが佐藤先生の講演の結論であった。

3名の登壇者による講演の後、**籠橋一輝（南山大学社会学倫理研究所・講師）**が環境経済学の観点からコメントを行った。「ラウダート・シ」では繰り返し、市場や経済に対する不信感が表明され、環境保全における市場的管理を否定するところがある。経済学では基本的に環境問題を市場の外部で起きる（あるいは市場の外部に置かれているからこそ起こる）「外部不経済」の問題として捉え、市場の中に環境を取り入れていくことで、その解決を図るというスタンスをとる。「ラウダート・シ」の主張はこうした経済学のスタンスに対して批判的な視座を持っていると考えられるが、同時に、環境を市民社会の共通財産として考え、その保全を市場ではなく社会的に行っていく必要があるという問題提起を行った経済学者、宇沢弘文（1928-2014）の「社会的共通資本」概念と通じるところがある。宇沢は社会的共通資本の構成要素として社会的インフラストラクチャー、自然資本、制度資本を挙げており、環境は自然資本のカテゴリに含まれる。さらに、これらの社会的共通資本の構成要素は市場による管理ではなく、社会的な基準にしたがって管理・運営されるべきであると考えられている。こうした点は、従来の経済学の「外部不経済の内部化」というテーゼを超える視点を有している点で非常に興味深い。社会的共通資本概念は経済学の理論枠組みの中で十分に深められたとは言いがたいが、「ラウダート・シ」が持っている問題意識を経済学の側から具体化したものであると考えることもできるだろう。その一方で、市場メカニズムの役割を単純に否定するのではなく、例えば地産地消など、顔と顔の見える取引をネットワーク化していくという方向性も検討されるべきであると思われる。「ラウダート・シ」の鍵概念である「総合的エコロジー」という考え方を、

今後私たちはどのような制度的構想の下で具体化していくかが問われている。

全体討論では、籠橋から提起された論点や質問に各講演者が答えていき、その後一般聴衆も交えたフロア討論に移行した。例えば、Sustainable development と Integral human development の関係性をどのように考えたら良いかという質問に関しては、神崎先生からジョン・スチュワート・ミルの定常状態（stationary state）という考え方が紹介され、経済成長を追い求めるのではなく、道徳や文化の発達という点で人間性の向上が伴う経済社会のあり方にそれを考える糸口があるのではないかとというリプライがあった。他にも、キリスト教の信仰を持たない人に対してどのように自然は天からの借り物であるということを説得するかという質問に対しては、佐藤先生から宗教文書の中で使われている言語は特殊かもしれないが、そこで語られている経験には普遍性があり、それを翻訳して伝える存在が必要であるというリプライがあった。また吉川先生からは「ラウダート・シ」がキリスト教の中で与えたインパクトに関して、自然とのつながりを救いに関わる次元として明記している点でキリスト教の信仰のあり方に大きなインパクトを与えているというリプライがあった。また、フロア討論の時には会場の参加者から様々な質問やコメントがあり、活発な議論が展開された。

今回の共催シンポジウムでは、回勅「ラウダート・シ」を複眼的に読むということを大きな目的として掲げたが、講演者、討論者、会場の参加者が多様な視点から議論を深めることができたと思う。「持続可能な発展」や「全人的な発展（integral development）」の実現可能性は、実は私たちが自由闊達に議論することのできるリベラルな言論空間を保持し続けられるかどうかにかかっているのかもしれない。■



学 界 報 告

南山大学社会倫理研究所主催「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」シンポジウム 2016

「人は自分を救えるのか？－自助と支援を考える」

森山 花鈴

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
法学部・講師

2016年12月3日、南山大学社会倫理研究所主催にて、「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」シンポジウム2016「人は自分を救えるのか？－自助と支援を考える」が開催された（於：南山大学名古屋キャンパス R49 教室）。

シンポジウムは2部構成となっており、第1部は3名の提題者による講演、第2部は森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）の司会によりパネルディスカッション・全体討論が実施された。

1. 趣旨

人生において様々な課題が生じたとき、専門家を中心とする他者からの支援が求められることは多いが、他方で、同じ課題を抱える当事者同士でその課題に向き合おうとする取り組みもまた存在する。こうした取り組みは、自分の身を自分自身で助けるという意味で、「自助」と呼ばれる。私たちは、通常、できるならば他の人たちに迷惑をかけずに自分の力で何とかしたいと考える傾向があり、また、「支援のコスト」が口にされる場合には、社会的にも「自助」が推奨されることは少なくない。他方で、そうした傾向に対して、問題への対応を当事者に丸投げして然るべき支援を怠る「自己責任論の陥穽」を指摘して批判的に捉える向きもある。そこでは、「自助」について一体何が問題とされているのだろうか。また、他者からの支援を受けずに、同じ課題を抱える当事者のみでその課題に向き合っていく取り組みにおいて、「自助」という考え方はどのような意味をもってどのように位置づけられるのだろうか。そして、その取り組みは、当該課題の解決にどのように結びつきうるのか。要するに、人は自分で自分を救うことができるのだろうか。

現在、日本には、アルコール、薬物やギャンブルの依存症患者、自殺で家族を失った人たち（自死遺族）、犯罪被害者・犯罪被害者遺族、被害者、高齢者などの当事者が中心となった様々な自助グループが実際に存在し、活動している。しかし、その運営手法は一様ではなく、たとえば、会場の確保や運営をすべて当事者のみで行うグループもあれば、会場手配や運営費等については行政等

からの支援を受けるグループも存在する。こうした多様な取り組みのあり方を考慮すれば、「自助」として一括りにしてしまうことは問題の核心をつかみそこねることにつながるように思われる。そうだとすれば、私たちは、数ある取り組みの実情に即しながら、「自助と支援とその間」について改めて考え直してみる必要があるだろう。

そこで本シンポジウムでは、アルコール依存症患者、薬物依存症患者、自死遺族それぞれの自助グループに特に注目し、それぞれの専門家を招致し、その活動状況を踏まえつつ議論し、自助グループが運営上抱える課題の共通項・相違点を明らかにすることを通じて、「自助」と「支援」の概念について捉え直すものとして実施する。

2. 第1部 講演

第1講演は、マイケル・シーゲル先生（南山大学社会倫理研究所・客員研究所員）による「アルコール依存症患者の自助と支援について」と題する講演であった。

シーゲル先生は、アルコール依存症者の自助グループであるアルコール・アノニマス（AA）の歴史を説明された上で、AAの独立性とその運営のルールである「12の伝統」（詳しくは <http://aa-japan.org/12traditions/> を参照）を



示された。

AAには参加条件などのルールが無く、「AAの12の伝統」があるのみである。そして、AAのグループは完全に自立しており、すべてのAAグループは外部からの寄付を辞退し、AAのメンバーからの寄付は受け入れてもそれには限度額がある。自助グループとしてAAは完全に自立するべきであるとしており、他機関とも自立を保った上で連携を図っている。

シーゲル先生はAAの歴史と現状を説明された後、アルコール依存症の現実についても理解を求めた。アルコール依存症は身体の病気であり、お酒を飲み始めたら自分の飲酒に対してコントロールすることができない病気である。回復とは一切飲まないことを意味し、アルコール依存症者は「少し飲む」ということはできない。そのため、一度アルコール依存症になると、一切飲まないでいるか、飲まれてしまうかのどちらかしかない。特に日本ではこの理解が遅れているということである。

以上のように、シーゲル先生は、AAの他機関からの完全な自立を示された上で、AAをモデルに自助グループの在り方とはどういうものかを会場に投げかけられた。

続く第2講演は、和田清先生（埼玉県立精神医療センター・部長）による「薬物依存症患者の自助と支援について」と題する講演であった。

和田先生は、薬物依存症者の自助組織であるDARC（Drug Addiction rehabilitation Center）の紹介と、家族会についての紹介をされた後、アルコール以外の薬物依存症者の集まりであるナルコティクス アノニマス（NA）の紹介、そして薬物依存症者の現状と日本における治療の

現状を示された。

DARCがあるのは日本だけで、回復したいと思う人たちが原則入所する入寮施設となっている。それに対して、NAというのは、あくまでも個人の集まりであって組織ではない。また、行政的な問題や制度的な問題への改善を訴えるために、全国薬物依存症者家族会連合会という組織も存在する。

薬物の世界でも、12の伝統、12のステップというものが非常に大切にされている。たとえばNAのメンバーであるために要求される唯一のことは、薬物をやめたいという願望だけである。NAは、一切お金ももらわないため、外部の問題には意見を持たず、薬物依存からの回復だけを目指す場所となっている。そのため、和田先生いわく、「これはある意味での自助の基本に思えてならない」とのことであった。

次に、和田先生は薬物依存症者の特徴についてお話された。薬物依存症者には自己評価が非常に低い人が多く、自信を持ってない人が多い。そのため、まずは助けを求めるということが非常に重要であり、それが回復のきっかけとなる。「人は自分を救えるか」という問いはトータルのには難しいかもしれないが、まずは助けを求めることが自分自身を救う出発点になるのではないかと、とのことであった。

その上で、和田先生は日本の薬物依存治療の現状についても指摘された。日本では覚せい剤依存症者ないしは覚せい剤精神病を診察することのできる病院が本当に少ない。その中で、家族にしてみるとどこにも相談できない現状がある。その中で、家族会でできることも、結局は自分の回復となる。家族自身がまず最初に自分自身の肩の荷を下ろすということが非常に重要であり、「悩んでいたのは私だけじゃなかったのだ」とほっとすることは、「悩みは、言葉にした瞬間、小さくなる」という典型であり、セルフヘルプだと思えば、ご自身の医師としての体験から薬物依存や家族のおかれる現状をお話された。

第3講演は、川野健治先生（立命館大学総合心理学部・教授）による「自死遺族の自助と支援について」と題した講演であった。川野先生は、2016年4月に改正された自殺対策基本法の条文を示しながらお話された。

自死遺族は、「当事者」というよりは、他の依存症などの当事者の方と比較するとその家族である。そのため、自殺問題の難しい問題のひとつは、「当事者」である亡くなってしまった人の意見というものはなく、「当事者」と呼べるのは、遺族や、自殺のリスクが高い人、自殺未遂





者であり、自殺した本人への支援というのは難しい。

日本では1998年に自殺者数が急増し、2006年に自殺対策基本法が制定されたが、その基本法の第一条、いわゆる基本法の中でも理念を定めているところに、遺族への支援に触れている部分がある。しかし、国が法律の中で強調していることは、「深刻な心理的影響を緩和する」ことであるため、自らを救うのか支援が必要なのかという議論以前に、支援とは「このようなものである」という方向性が法律に定められているという背景の中で検討せざるをえないという問題がある。そのため、遺族の中には、心理的な問題に焦点を当てることに反対する人も少なからずいる。自死遺族であることは本来問題ではないのに、このような語られ方によってそれ自体が問題になってしまうところがある。喪失、亡くしてしまったということ、あるいは自分を責める気持ちに関わることを簡単に回復の目標にしていいかどうかも問題であり、もっと具体的な問題に対する支援も自死遺族支援の中にあると感じていると川野先生は自死遺族支援の現状についても語った。

自殺で残された遺族の中にも、影響を受けない人もいるし、短期的な支援が必要な人もいれば、長期的な支援が必要な人もいる。自死遺族に対して支援をしなければいけないといっても、本来は人によって必要とするものは変わってくる。遺族の声の中には、「もし私が支援を必要とするならば、亡くした人を返してくれ」というものもある。このような喪失の悲しみに対して、亡くなった人を取り戻すことはできないが、それでも、自死遺族が経験するいくつかの問題を整理することはできる。遺族

は大切な人を亡くした後、生活の問題や収入の確保、相続の問題など、やってくる手続きの手がかりや情報をどうやって得たらいいのかわからないといったことが起こるため、こうした状況への支援もできるのではないかと川野先生は提言された。

3. パネルディスカッション・全体討論

続くパネルディスカッション・全体討論では、まず、それぞれの自助グループの運営方法について紹介がなされた。アルコール依存症者と薬物依存症者のグループは、その依存を抱える当事者同士の自助グループであるが、これに対して、自死遺族支援のグループは、そもそも「自助グループ」として1つの制度もしくは枠組みでくくることはできない。それは、行政が主導権を握り保健師がファシリテーションを行うグループもあれば、当事者だけで運営しようとするグループ、あるいはボランティアで行政職ではないけれどもいわゆる当事者ではない人がグループに入っている形など、さまざまな形があるからである。このように「自助グループ」と一言で言ってもその在り方はさまざまであることが示唆された。

さらに、自助グループ内の平等性についても議論がなされた。たとえば、DARCでの約束事としては、施設の中で薬物を使わないこと、暴力を振るわないこと、セクシャルな問題を持ち込まないことが守るべきこととしてあるが、そのほかはすべてが個々人の自己決定、自己責任に任されており、その関係性は全員平等である。このように、自助グループでは平等性が保たれている。

全体討論では、参加者から、「アルコール依存や薬物依存に関しては、医師が当事者のコミュニティの中に入ることはないほうがいいのか」という質問が和田先生に対してなされ、これに対して和田先生は「支援者は決して当事者にはなれないので、医師であってもやはり立場はどうやっても並立であると考えている。支援者はあくまでも自分の立場と当事者の立場を混同しないことが重要である」と考えた。

アルコール依存症、薬物依存症、自死遺族と、今回はそれぞれの自助グループに注目したが、そもそもその活動状況も大きく異なることが判明し、そして日本における支援の状況も大きく異なることが明らかになった。「自助」と「支援」という難しいテーマであり、答えはなかなかであるものではないが、今回のように、登壇者同士、登壇者と参加者の議論を積み重ねていく「場」自体も重要であると感じた。■

活動報告

2016年度懇話会等報告

第一回懇話会

2016年4月23日(土)

南山大学名古屋キャンパスR棟3階R32教室

居永正宏先生(大阪府立大学非常勤研究員)

『男性学的『産み』論としての産みの哲学の可能性』

2016年度第1回懇話会は、「いのちの支援」研究プロジェクトの懇話会として、大阪府立大学より居永正宏先生を講師としてお招きし、第9回社会倫理研究奨励賞審査員賞を受賞した論文「フェミニスト現象学における「産み」をめぐる—男性学的「産み」論の可能性—」(『女性学研究』第22号、99-126頁、2015年3月)を中心として、居永先生が取り組んでいる「産みの哲学」についてご講演いただいた。

居永先生が専門とするフェミニスト現象学とは、フェミニズムと現象学の学際領域で、旧来の現象学に潜む男性バイアスを批判するとともに、女性の経験を現象学的に探究するものである。フェミニスト現象学では、その中で妊娠出産における自己同一的な自我の揺らぎなど、独自の記述を生み出していることが示された上で、しかしながらその範囲が妊娠出産から幼児保育までの女性と胎児の身体経験であり、それを越えたパートナーとの性関係や幼児期以降の子どもとの関係を射程に入れたものではないことが指摘された。

そして、居永先生は、「産み」がこれまで哲学分野であまり扱われてこなかった理由については、歴史的に見て哲学者には男性が多かったことから男性哲学者のジェンダー・バイアスがあったこと、そして、これまで男性哲学者は様々な思考実験をするものの「産み」を主題化することはなかったことを指摘され、だからこそ男性哲学者による産みの哲学には男性学的視点が必要だと論じられた。

居永先生は、男性学的な「産み」論とは、産みの営みの中で男性であるということはどういうことなのか、その営みに男性はどうかかわるのかを、産みの営みと男性であるということを共により豊かにするような方向を目指して探求するものだとし、①これまで「産まない」身体として男の身体を構築してきた「男性的身体」論の批判的解体、②性的差異を内在した「産み」という概念の哲学的検討、③文化人類学や社会学のフィールドワーク

に見られる男性と産みの関わりに関する知見の収集と考察をその内容として挙げられた。

講演の中では、特に「男は「産める」のか?」(生物学的には産めないが、男性の身体をパートナーの身体との関係性において「産む」身体として把握することができないか)といった問いかけがなされ、この点について、その後の全体討論の中で、「立ち合い出産をした場合を想定すると、男性は自分も産んだと感じることはあっても、産んでいる女性側はそうは思えないのではないか」といった指摘や、「男性はその時点では産むことができなくても、子どもが生まれた後に少しずつ父親になり、さかのぼって産んだことになるのではないか」などといった意見が会場から出され、議論が盛り上がった。

また、当日は、研究者だけでなく、ボランティア活動従事者や学生、地域住民も参加していたことで、参加者全員との間で質疑応答が活発になされるなど、全体討論も盛り上がり、「懇話会」らしい会となった。(文責|森山花鈴)



第二回懇話会

2016年7月2日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32教室

2016年度第2回の懇話会は、「いのちの支援」研究プロジェクトの懇話会として、「ケア」を担うのは誰か～子育て・介護とケアワーク」という共通テーマを掲げ、子育て・介護における「ケア」をテーマに実施した。

本懇話会では、介護の現場でケアマネジャーとして現場の実務で活動する福田弘子先生にケアマネジャーの役割についてお話を伺い、さらに子育て、障害者・児へのケアの研究に取り組み、前述の居永先生と同じく第9回社会倫理研究奨励賞審査員賞を受賞した佐藤静先生に理論的な側面から「ケア」の問題についてお話を伺った。

第1報告

福田弘子先生(公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

事務局次長兼研修センター部長)

『ケア』を生きる～介護現場におけるケアマネジャーの役割と現状

ケアマネジャー(介護支援専門員)は、介護現場において、要介護認定や介護支援サービスに関する業務等を行う専門職であり、要支援・要介護認定を受けた人、その人のケアを担う家族からの相談を受け、必要な介護サービスの査定、ケアプランの作成を行っている。そのため、ケアマネジャーは、介護が必要な利用者だけではなく、ケアを担う家族への支援を担うことも多い。

福田先生は、自分自身の「ケアする実践の場」として「ケアマネジャーとして活動すること」を挙げた上で、ケアとは気づきであり、利用者を中心に配慮できる構えを持つ仲間を作り動かすことだと話された。さらに、介護制度上でケアマネジャーが置かれている現状や介護ケアを担う家族が置かれている現状、そしてその家族に対して第三者として介入するケアマネジャーだからこそできる役割について論じ、そもそもケアを担うということは何なのか、たとえば、親が子どもの世話をすることは、「課せられた」ものなのか、さらに「ケアワーク」そのものについて会場とも議論を行った。

ケアマネジャーとは、「人を楽にするコミュニケーションをする人である」との言葉が大変印象的なお話となった。

第2報告

佐藤 静先生(國學院大學教育開発推進機構助教)

「ケアすべきは誰か～ケアされる人のニーズとグローバリゼーションと」

佐藤先生は、子育てや看護、介護(介助)といったケアワークが日本では女性に偏って課せられているのが現状であるということを示した上で、世界的に見てもケアワークのグローバリゼーションが進むことで、ケアの役割は単に女性に片寄って課せられるという構図から、女性間分業(先進国高所得高学歴女性が途上国貧困層女性にケアワークを外注)へと移行しつつあることを指摘した。

これまでケアワークは奴隷や家族、そのなかでもとりわけ女性とその役割を担ってきたが、今やそれは家族では完結せず、さまざまな人を巻き込んで(場合によっては国境を越えて)なされており、その際に動員されるのは、途上国の貧困にあえぐ女性であり、自身の子と離れて海外で移住ケア労働をし、母国に仕送りをしているという事実が論じられた。そして、それを雇用するのは、先進国の高所得な人々であることから、金銭を媒介に、契約を結んだからそれでよしとされることなのか、このようなグローバル・ケア・チェーンと呼ばれる構造とケアを必要とする人のニーズとの関係が、佐藤先生のこれまでの経験とケアされる人のニーズを踏まえた上で論じられた。

それぞれの先生方のご講演の後には、森山からのコメントをきっかけとするパネルディスカッションと全体討論が行われ、ケアを行うのはどういった人が望ましいのか、そして「ケア」にはどのような可能性があるのか、討論された。(文責 | 森山花鈴)



第三回懇話会

2016年11月26日(土)

南山大学名古屋キャンパスR棟R棟1階会議室

「社会的レジリエンス」研究プロジェクトの一環として開催された本懇話会では、「貿易は環境を破壊するか～水と森をめぐる経済分析～」という共通テーマを設定し、「水資源」と「森林」の利用を例にしながら、それらが貿易によってどのような影響を受けてきたのかを議論した。講師は環境経済学や応用経済学を専門とする佐藤正弘先生(内閣府計量分析室参事官補佐(当時)、現在、東北大学大学院国際文化研究科准教授)と鶴見哲也先生(南山大学総合政策学部准教授)をお招きし、実証的なデータを基にしながら、貿易と環境との関係性について議論を深めた。

第1報告

佐藤 正弘先生(内閣府計量分析室参事官補佐)

「世界の人口・食料問題とバーチャルウォーター貿易」

佐藤正弘先生からは「世界の人口・食料問題とバーチャル・ウォーター貿易」というタイトルでご講演があった。世界人口が急速に増加しつつある昨今において、食料生産をいかに安定的に供給し続けるかが喫緊の課題と



なる。具体的なデータで言えば、2050年までに世界の穀物需要は60～70%増加する見込みであり、ここでは、1960年代以降に穀物生産量を約2倍に押し上げた「緑の革命」に匹敵する規模の増産が必要とされている。それに応じて、農作物の生育に必要な水資源量(要水量)も70～90%程度増加すると予想されており、こうした要水量をどのように満たすかを早急に考える必要がある。これはマクロレベルでの要水量に関する議論であるが、水資源の重要な特性として、地理的な偏在性の高さがある。たとえば、モンスーン気候の国々では比較的多くの降水量が得られるものの、サブ・サハラなどの乾燥地帯ではきわめてわずかな降水量しか得られない。こうした地理的・空間的な降水量の偏在性は地球温暖化によってさらに加速される可能性があり、70～90%の増加が見込まれる上述の農作物要水量の問題をさらに悪化させることも十分に考えられる。

このような問題を考える上で重要となるのが、本講演で繰り返し言及された「バーチャル・ウォーター(virtual water)」という概念である。バーチャル・ウォーターとは、農作物を含む様々な財・サービスの生産プロセスの中で直接的・間接的に使用される水資源量を表している。バーチャル・ウォーターという概念を用いると、ある国や地域で消費される財・サービスの中に体化されている仮想的な水消費量を考えることができる。さらに、貿易という生産物の交換という行為をバーチャル・ウォーターのレンズを通じて見れば、その生産物の中に体化されている水資源の交換として見る事ができる。これをバーチャル・ウォーター貿易と呼ぶとすれば、世界の貿易によって水資源が各国間でどのように交換・移動しているかを分析することができる。

世界のバーチャル・ウォーターのフローを見ると、中南米と東南アジアが最大のバーチャル・ウォーター供給源となっており、日本について見れば北米や東アジア、東南アジアからのバーチャル・ウォーターの輸入量が多い。佐藤先生のご講演で非常に興味深かったのは、バーチャル・ウォーター貿易によって地域間の水の偏在性が緩和されるということに加えて、もしバーチャル・ウォーター貿易が阻害されれば、水が不足する状況で農作物の生産量を増加させるために耕作地の面積拡大という行動がとられ、森林破壊が加速されると指摘されたことである。水資源賦存量が少ない地域では、水資源が相対的に豊かな国で生産された農作物を輸入する(すなわち、バーチャル・ウォーターを輸入する)ことで、水不足の状況

を改善することができる。しかし、貿易が何らかの要因で阻害されれば、自国内で農作物を生産せざるを得ず、その場合には水資源の不足を耕作地の拡大によって相殺しようとする行動が原因となって、森林破壊や生態系破壊が進行してしまう。佐藤先生によれば、バーチャル・ウォーター貿易を促進することによって、地域間の水資源の偏在性は改善されるものの、低所得国がバーチャル・ウォーター貿易を十分に行うことができない状況が続けば、耕作地の拡大とそれに伴う環境破壊は避けられない。

第2 報告

鶴見 哲也先生（南山大学総合政策学部准教授）

「貿易自由化が森林資源に及ぼす影響」

鶴見哲也先生からは「貿易自由化が森林資源に及ぼす影響」というタイトルでご講演があった。1960年以降、世界の熱帯雨林は5分の1の面積が消失し、途上国での森林破壊が深刻な問題となっている。その一方で工業化を遂げた先進国では森林被覆率は比較的安定しており、わずかに増加している国もある。こうした世界の森林の現状と経緯を踏まえ、貿易自由化と森林減少率の間にある関係を計量経済学的に分析した結果が紹介された。

森林減少が生じる潜在的な要因には、①経済成長、②貿

易、③人口増加、④政治の質の4つがある。①の経済成長に関しては、低所得国が経済成長を遂げるにつれて、木材需要の高まりや農業部門（放牧を含む）の拡大による森林伐採が進む一方、ある程度の経済成長を遂げると農業から工業やサービス業といった第2・3次産業への移行が進み、森林伐採への圧力が小さくなる。これを環境経済学では環境クズネッツ仮説と呼ぶが、いずれにせよ、国の発展段階によって経済成長が森林減少率に与える影響は変化する。

②の貿易については、森林資源を比較的豊富に有する国では木材生産や薪炭材といった製品の生産比率を上げて、森林資源に乏しい国に輸出することによって輸出国・輸入国の双方が得をする。貿易はこうした変化を生み出すので、貿易が行われなかった場合に比べて、森林資源が豊富な国では関連製品の生産比率が上昇し、そうでない国では生産比率が減少する。また、貿易は間接的に経済規模（GDP）や所得水準を向上させる効果ももたらす。③の人口増加に関しては、人口が増加すれば食料需要や木材需要の高まりを受けて森林減少を促進する働きを持つと考えられ、④の政治の質に関しては、例えば森林伐採の規制が適切に執行されるかといった環境政策に関する制度的な要因が含まれる。

鶴見先生の分析では、1990年から2003年までの142





カ国の森林減少率を被説明変数、一人当たり所得水準や資本労働比率、貿易の開放度などを説明変数とするモデルを構築し、貿易と所得の内生性（説明変数と誤差項の間に相関があるために変数のパラメータの推定値の信頼性が損なわれる問題）を考慮した分析が行われている。その結果、貿易の開放度を上昇させることによって OECD 諸国では森林減少率に歯止めがかけられているものの、非 OECD 諸国では貿易によって森林減少率が上昇していることが明らかになった。また、世界全体の平均で見たときには、貿易自由化は森林を減少させる方向に働いているという結果も出ており、貿易と森林伐採の間には楽観視できない関係が横たわっていることが明瞭となった。

お二人の先生からの報告があった後、討論者の笹橋からのコメントを含め、全体討論を行った。佐藤先生の報告をめぐる討論の中では、バーチャル・ウォーター貿易を通じて将来の水資源の不足状況が改善する可能性について言及される一方で、農作物の国際価格の影響（何らかの影響で農作物の国際価格が高騰したとき、途上国が自国内の需要を満たすだけの農作物の輸入ができないのではないか）や、水の価格づけが十分に行われていない状況でのバーチャル・ウォーター貿易の働きについて議論があった。また、鶴見先生の報告に関しては、森林被覆率という指標の妥当性について議論があった。例えば日本では戦後、広葉樹か

ら針葉樹へと森林転換が起こったが、それによって森林生態系の改変や獣害などが起きている。こうした問題は、森林被覆率だけで見たとときには十分に捉えられない（もちろん、正確な統計分析を行う上ではデータ制約の問題があるので、森林被覆率で分析することが問題というわけでは全くない）。

今回の懇話会では「水」と「森」を取り上げたが、実は両者は自然界の中で緊密に連関している。森林で降った雨は一定期間、土壌の中に貯留された後に河川や湖に徐々に浸出していく。いわば、流れる水をストック化する役割を森林は持っているのである。もし河川の水源や上流域で森林が皆伐されれば、雨水の流出パターンが変化し、下流域での都市用水や農業用水の水利用に影響が及ぶことに加え、森林は地域の気候（降水パターン）にも影響を与える。このように、水と森の相互連関性を前提としたとき、両者を分断するのではなく、一体的なものとして管理していくための手段として、貿易を位置づけることはできないだろうか。ともすれば環境破壊の元凶としてやり玉に挙げられがちな「貿易」であるが、環境・資源と貿易は複雑に絡み合っており、データを基に丹念に解きほぐしていく必要がある。貿易を頭ごなしに否定／賞賛するのではなく、あくまで環境・資源が置かれている現実を見据えながら、貿易を社会改良の道具として磨き上げていく姿勢が私たちに求められている。（文責 | 笹橋一輝）

第四回懇話会

2017年1月28日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32教室

保岡 啓子先生(北海道大学客員研究員)

「生命」と「いのち」の問題としての臓器移植

南アフリカ共和国で世界初のヒト間の心臓移植が行われてから50年、日本で臓器移植法が施行されてから20年が経ち、これまでの間、脳死と臓器移植をめぐる、脳死の定義、提供者の同意能力、臓器不足といった様々な問題が多様な観点から論じられてきた。今回の懇話会では、移植医、レシピエント、ドナー家族の語りを丁寧に拾い上げる医療人類学的アプローチで脳死・臓器移植問題を研究している保岡先生をお招きして、生物学的な「生命」と人間学的な「いのち」の狭間を浮遊するものとして「問題」を捉え直すことを試みた。

保岡先生は、医療人類学的な観点から、医療を当該社会の文化・伝統・慣習の問題として捉え、現に先端医療を必要としている人々やそれに関わらざるをえない人々の実情から臓器移植の問題を研究している。保岡先生は、2002年から2017年の間に、生体移植を除く日本人の脳死・臓器移植の当事者(移植医、レシピエント、ドナー家族)を対象に、当事者が脳死・臓器移植をどのように語るのかについて調査してきた。そこで聞き取った当事者の語りについて保岡先生は、生命体としての「生命」と、死者の思い出や遺品等としての「いのち」という二つの視点から分析する。保岡先生によれば、臓器移植が行われるとき、提供臓器は「生命」としてレシピエントの体に物理的に移植されるが、その一方で、そうした「生命」とは区別される「いのち」が「もう一度のいのち」としてドナー家族を中心に獲得されると考えられる。

保岡先生はさらに、2000年代前半から10年を経て、それぞれの当事者にとっての「いのち」にどのような変化があったかを考察している。たとえば、移植医の場合、2010年以降の法改正による通常医療化、移植医療それ自体の進展、そして、和田事件を知らない移植医の増加などにより、「いのち」は「生命」と同一視されがちであり、他方、レシピエントについては、移植技術の向上により再移植・再々移植が可能になり、その結果レシピエントの容態が多様化することで、レシピエントにとって「生命」と「いのち」がときに離反しがちになっていると保岡先生は考える。

それに対して、ドナー家族の場合は、移植技術の向上や



レシピエントの多様化にかかわらず、臓器提供をする機会は一度きりである。そこで、保岡先生は、2000年代前半に調査をしたドナー家族に対して再び調査を行うことで、ドナー家族にとっての「いのち」のありようの変遷を捉えようと試みた。その結果、臓器提供当初は提供に満足していた者が後悔するようになり、他方、当初後悔していた者が満足するようになるという変化が見られたという。とりわけ興味深いのは、臓器提供当初は重視されていたドナー自身の意思表示の有無が、時間が経つことで、必ずしも重要な要因ではなくなっていたということである。保岡先生はここに、「生命」の受け渡しに尽きない「いのち」との向き合いのプロセスをドナー家族のなかに見いだす。そして、ドナー家族が「いのち」とのよき向き合いという点で臓器提供をしてよかったと思える医療にならない限り臓器提供数は増えないのではないかと問題提起をした。さらに、保岡先生は、自身が医療人類学者として臓器移植の当事者に関わるることについて、当事者にしか言えないことであっても非当事者にしか語れないことは確かにあり、自身の研究がそうしたことを語る一助になることを常に願っていると述べ、講演を締めくくった。

その後、社会倫理研究所の奥田が講演内容に対するコメントを述べ、参加者とともに全体討論を行った。そのなかでは、調査対象の数と考察の妥当性の問題、量的調査との

関係、脳死・臓器移植そのものに絡んだ政治性的の問題などについて議論が行われた。とりわけ深刻な論点としては、こうしたタイプの研究によって現状肯定が強化され、臓器移植そのものの倫理的妥当性を問う視点が失われてしまうのではないかと、という指摘もあった。これについては、現に移植医療に関わっている人がいる以上、その人々の観点から実情を明らかにしていくことは、移植医療の是非にかかわらず重要なことであると考えている、と保岡先生は応じた。(文責 | 奥田太郎)

第五回懇話会

2017年2月18日(土)

南山大学名古屋キャンパス A 棟 3 階 A32 教室

武内 謙治先生(九州大学大学院法学研究院教授)

「少年法適用年齢引き下げは妥当か？」

「法・制度・倫理」研究プロジェクトの一環として、九州大学大学院法学研究院教授の武内謙治先生にお越し頂き、少年法適用年齢の引き下げというテーマに関して、法学的な見地からご講演頂いた。なお、今回の懇話会は少年司法研究会との共催により開催された。

日本では憲法改正国民投票法と公職選挙法改正を契機として、少年の年齢を18歳未満とし、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げようという議論が起きているが、このことは少年司法にとどまらない、刑事司法制度を含めた大規模な見直しが必要となる可能性を含んでいると武内先生は指摘した。また、少年事件の3分の1強が年長少年(18~19歳)である現状を鑑みると、少年法適用年齢の引き下げが与える影響はきわめて大きく、年長少年をどのように扱うかという問題も残される。刑事司法で年長少年が裁かれるようになれば、年長少年が起こす事件の大半が起訴猶予や略式手続きでの起訴で処理される可能性が大きく、これまでのように年長少年たちとの個別的な関わりを行うことができなくなる。そもそも、現行の少年法の歴史的経緯をたどれば、年長少年の犯罪が増加している中では、年長少年に対して保護処分に対応した方が、犯罪予防効果が高いという認識があり、少年法適用年齢が20歳に引き上げられたのだという。また、少年法適用年齢の引き下げの議論における論点の一つとなっている「国法上の統一性」や「分かりやすさ」に関しては、旧少年法の制定時から重要とはされておらず、民法上の成年年齢と少年法の適用年齢は旧少年法の時代からずれていたことが指摘された。

少年法適用年齢の引き下げという議論は、1966年の少

年法改正構想や1970年の少年法改正要綱の中でも現れており、前者では「青年層」(18歳以上23歳未満または20歳未満)、後者では「青年」(18歳以上21歳未満)というカテゴリの新設案が示されている。ドイツでも少年と成年の間の中間的な取扱いをする「青年」のカテゴリを設けているものの、青年事件を少年事件と同様に扱うことが原則化しており、重大事件のほとんどでは少年法が適用されているという。こうした青年層の設置や教育刑の実施と抱き合わせる形で少年法適用年齢の引き下げを行えば良いかと言えば、必ずしもそうではない。なぜならば、それは刑法全体の体系的な書き換えを要するし、青年の処遇(刑事処分/保護処分)の振り分け問題は依然として残るからである。

今回の懇話会では、少年法に関連する法令が制定された歴史的な経緯や少年法の適用年齢の国際比較、また少年法引き下げを求める議論の矛盾点などが明快に提示され、少年法適用年齢の引き下げをめぐる問題点や課題について、理解を深めることができた。フロアからの質問に対しても一つ一つ丁寧にお答え頂き、活発な質疑応答と議論が展開された。(文責 | 籠橋一輝) ■



◎しゃりんけんトークセミナー

2016年度より、新たな取組として、社会倫理研究所では「しゃりんけんトークセミナー」を実施している。本セミナーは、「学生のためのトークセミナー」であり、対象は南山大学の学生限定となっている。内容としては、学生が社会人になる前に知っておいた方が良いこと・考えておいた方が良いことを、各分野の専門家がわかりやすく解説し、さらに参加者とのトークセッションを通じて双方向から議論するものである。

第一回しゃりんけんトークセミナー

2017年10月17日(木)

南山大学名古屋キャンパスE棟EB1教室

梅澤彩先生(熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

「家族のカタチはひとつだけ？」(シリーズ「家族」)

2016年度第1回となる初回は、家族法の専門家である、生殖補助医療についても研究されている梅澤彩先生に「妊娠・出産と家族の多様な生命」と題するご講演をいただき、その後、トークセッションを行った。

かつての日本では、人は、いわゆる適齢を迎えると、婚姻し出産するのが当然とされていたが、近年では、社会の変化とともに人々の家族に対する価値観が多様化し、これを受け容れる社会的風土も形成されてきたことから、結婚・妊娠・出産といった家族形成の問題は、より「個人的な問題」になってきた。結婚するのかもしれないか、子をもつのかもたないのか、子を産むとしたら何人産むのかについて、個々人が早い段階から自己決定し、計画的な家族形成をする必要が出てきた。梅澤先生は、「男女共同参画時代における家族形成」、「性の多様性を認める社会における家族形成」という観点から、現代の日本では共働き世帯が増加していること、人工妊娠中絶の実施率が20～24歳の世代が一番高いこと、「このとりのゆりかご」への預け入れ件数と預けられた子どものその後といった事実について示された上で、そのような中で、特別養子縁組も日本では少なく、多様な家族の在り方が日本では難しいこと、その一方で第三者が関わる生殖補助医療も進んでいることから、今後は性的自己決定や家族形成の保障が大事であるといったお話をされた。

参加した学生からも質問が出て、続くトークセッションでの議論も活発になされていた。(文責 | 森山花鈴)

第二回しゃりんけんトークセミナー

2017年10月17日(木)

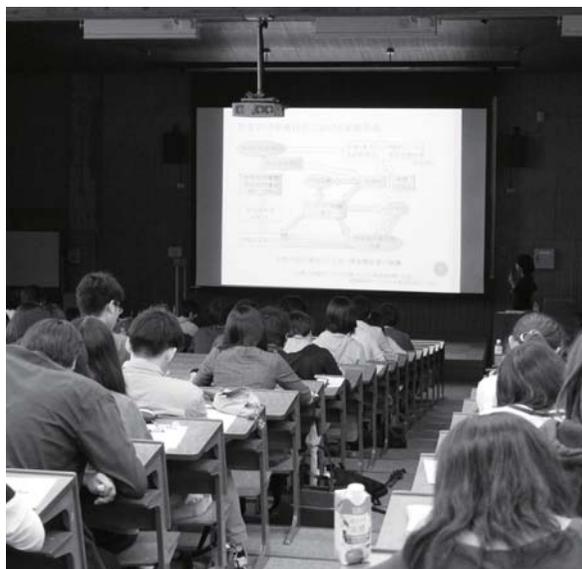
南山大学名古屋キャンパスE棟EB1教室

梅澤彩先生(熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

「いつでも「産める」と思っていますか？」(シリーズ「家族」)

引き続き同日に2016年度第2回しゃりんけんトークセミナーが別の時間帯に実施された(参加者も異なる)。第2回は、「生殖補助医療と法一民法の視点から」と題して「生殖補助医療」(いわゆる「不妊治療」)と法についてのお話がされた。

現在、日本では、6組に1組のカップルが不妊であると言われており、カップルの配偶子(精子・卵子)を用いた人工授精や体外受精等により子を妊娠・出産するのが一般的であるが、何等かの理由により、カップルの力だけでは子を妊娠・出産することが出来ない場合には、匿名・非匿名の第三者が関与する提供型生殖補助医療や代理懐胎により子をもつこともある。特に、第三者が関与する生殖補助医療においては、当事者(提供者・被提供者・代理母・提供または代理母により生まれてきた子)の関係性が複雑なものとなるが、日本には生殖補助医療に関する法律がまだ存在していないため、その法的地位(親子関係・出自を知る権利・面会交流等)はどのようになるのか、今回のトークセミナーでは、生殖補助医療の現状とこれに関する法的課題について議論が行われた。生殖補助医療については医療技術が進んでいる反面で、治療の現状が知られていないこともあり、その現実を知った参加学生からも反響の大きかったトークセミナーとなった。(文責 | 森山花鈴)



活動報告

『社会的レジリエンス』研究プロジェクト活動報告

2016年度は、「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは1つの懇話会と、2017年11月に開催予定の「ランドケア国際カンファレンス (International Conference of Landcare Studies)」の準備委員会の立ち上げ、および準備委員会メンバーとの東日本大震災被災地の視察を行った(懇話会の内容については懇話会報告のセクション(pp.24-26)で紹介しているので、そちらをご参照頂きたい)。

さて、ランドケア国際カンファレンスは、オーストラリアの「ランドケア」という取り組みに注目し、その思想やメカニズム、制度的特質、および各国での環境ガバナンスや地域再生におけるランドケアが持つ可能性など、学術的観点から包括的に議論することを目的としている。このカンファレンスはオーストラリアのランドケア活動を国際的に普及することを支援するNPO団体の Australian Landcare International の全面的な協力の下で、南山大学社会倫理研究所が主催するものである。(本稿執筆時点で、ランドケア国際カンファレンスは11月5日(日)～8日(水)にかけて、金山プラザホテルで開催されることが決定している。詳細については、カンファレンスのウェブページ(<http://resiliencestudies.com/landcare-conference2017>) をご覧頂きたい。)

ここで、ランドケアという言葉をはじめて聞いた読者のために、少しランドケアについて説明をしておきたい。ランドケアはオーストラリアのヴィクトリア州で1986年に始まった環境再生の取り組みであり、現在ではオーストラリア全土で5,000以上のグループによって活発に活動が展開されている。ランドケアの特徴は地域住民を環境管理の担い手として位置づけ、地域住民の自主性や自律性を尊重しつつグループ形成を行い、自分たちの暮らしに密接に関わる問題に対して、行政や専門家、企業、教育機関、NGO/NPOなどとの連携や協働を通じて問題解決を図っていく点にある。例えば、塩害に苦しむ地域で住民たちが問題解決を図るためにランドケアのネットワーク(それは他のグループの場合もあれば、行政や専門家の場合もある)にアクセスし、情報や資源を入手しながら、自分たちの問題を解決するために最も適した手段を選択する。さらにオーストラリアには地域住民の活動をサポートすることを専門に行うランドケア・ファシリテーターやランドケア・

コーディネーターと呼ばれる人々がオーストラリア全土に存在し、ランドケアのグループ形成の支援や活動資金の獲得、様々な情報提供やコンサルティング活動を行っている。地域住民を主体とするランドケアの取り組みはオーストラリアにおける塩害や土壌劣化、外来種等の営農に関わる問題を効果的に解決に導き、現在では山火事(bushfire)からの復興や生態系管理、さらには環境教育のプログラムとしてランドケアが根づいている。

「社会的レジリエンス」研究プロジェクトとの関連で言えば、オーストラリアのランドケアの事例はきわめて多くの示唆に富んでいる。オーストラリアでは既に1940年代から土壌劣化や外来種、および塩害が問題として認識されていたが、1980年代に地下水面上昇に伴う塩害が一気に深刻化した。いわば、環境システムが「大崩れ」したことで、オーストラリア全土の農家は営農の危機に直面したのである。筆者が伝え聞いたところでは、一部の地域では塩害被害のあまりの深刻さのために、地方行政に農家が対策の実施を訴えても、救済の見込みがないため農場の放棄もやむを得ないという回答をした事例もあるくらいである。それほど絶望的な状況下で、それまでの政府主導のトップダウン型の対策から地域住民主体のボトムアップ型の対策へと切り替えたのが、ヴィクトリア州のランドケア運動である。地域住民ができることは住民たちのグループの自主的な取り組みに任せ、行政は住民たちの目的(塩害問題の解決)の実現に向けて、徹底的に寄り添いながらそのサポートを行う——そのサポートの中身には、科学的知見の提供、効率的な農場管理手法の開発、植林活動の支援、グループ形成の支援、農家同士の相互学習の機会の提供などが含まれる——というアプローチによって、塩害問題を徐々に解決に導いていった。ランドケアは「大崩れ」しかかっていた絶望的な状況からの回復を効果的にもたらしたのである。

では、オーストラリアのランドケアのどのような制度的特質やメカニズム、文化的背景、あるいは思想・哲学が、オーストラリアの環境システムの「大崩れ」を回避させたのであろうか。この問いに対する回答を示すことが、社会的レジリエンス研究プロジェクトにおいてランドケアを扱うことの目的である。いま、日本の農山村では過疎化や高



石巻市の被災状況に関する説明に熱心に耳を傾ける一行（2016年11月3日）

齢化によって、里山が崩壊の一途をたどっているが、こうした一種の「大崩れ」に向かいつつある状況で、オーストラリアのランドケアはどのような意義を持ちうるのだろうか。あるいは、東日本大震災からの復興プロセスにおいて、ランドケアが果たしうる意義はどこにあるのだろうか。こうした日本の固有の文脈で起きている問題に対して、オーストラリアのランドケアの事例に学びながら、有効な道筋を導き出したいというのが、本研究プロジェクトの狙いである。

こうした本研究プロジェクトの問題意識に呼応する形で、2016年11月2日～10日にかけて、オーストラリアでランドケア活動に精力的に関わっている Rob Youl 氏 (Australian Landcare International 会長)、Jen Quealy 氏 (Australian Landcare International / New South Wales Landcare Council)、Andrea Mason 氏 (Leigh Catchment Group 代表 / Australian Landcare International)、Allan Dale 氏 (James Cook University 教授) を招聘し、筆者と社会倫理研究所客員研究所員の Michael Seigel 氏と一緒にランドケア国際カンファレンスの開催に向けて、東日本大震災の被災地 (宮城県南相馬市、石巻市) の視察と準備委員会の立ち上げ、およびカンファレンスの企画会議を行った。

2016年11月2日(水)から3日(木)にかけて、南相馬市のカリタス原町ベースの現地スタッフにガイドして頂きながら、津波被害などの現状や被災地復興の状況について視察した。避難区域に指定されていた浪江町や双葉町

に向かう中で、まだ津波被害を家屋に残したまま放置されている家が点在していたが、そうした家の周囲は完全に更地化していることも相まって、独特の存在感を放っていたことが印象に残っている。中には家の壁が剥ぎ取られ、鉄筋の柱がむき出しのまま、ひっそりと建っている家もあった。浪江町では被災前には銀座通りと呼ばれる歓楽街があったとのことで、その場所に案内して頂いたが、いまは全くその面影を感じることはできない。ただ茫漠とした雑草の生えた土地が残されているだけだったからである。しかし地面をよく見てみると、雑草の中に家の基礎部分が残されている。確かにかつて、この場所に家々が立ち並んでいたことはうかがい知れたが、ガイドの方から聞く話と目の前の現実とのギャップに、ただただ打ちひしがれるばかりであった。また、浪江町の沿岸から500メートルの距離に位置し、津波被害に遭いながらも奇跡的に全員が生存したという請戸小学校も訪問した。請戸小学校では当時の津波被害の状況がそのまま残っており、一階部分は窓ガラスが不規則に破壊され、天井や壁に津波の傷跡が生々しく残されていた。校舎の脇のモニュメントのちょうど3階くらいの高さにつけられている時計は午後3時38分を指したまま止まっていた。

こうした被災地の津波被害の視察だけでなく、南相馬市では、避難者の生活支援を行っている「おだかぷらっとほーむ」(小高を応援する会)や復興公営住宅の集会所を訪問し、被災時の状況についての貴重な体験談を伺った。



過疎化が進む伊勢市矢持集落の森林管理の状況を視察（2016年11月7日）

11月3日（木）から4日（金）にかけては、石巻市に移動し、一般社団法人「チーム王冠」代表の伊藤健哉氏に在宅被災者の支援活動についてお話をお伺いするとともに、石巻市の被災地の案内をして頂いた。多くの児童が津波被害の犠牲になってしまった大川小学校を訪問し、その惨状について説明を受ける度に、私たちのチームの間に重苦しい雰囲気広がっていったことを覚えている。あの場所で起きた現実をどのように受け止めたら良いか、自分の中にまったく方法を見いだすことができなかつたからである。そうした悲劇的な現実があったということを胸に刻みつつ、石巻で農家の方々が自ら会社を立ち上げて大地の再生活動を行っている「宮城リスタ大川」や、漁港の住民活動を通じて防潮堤の高さを低くすることに成功した雄勝町波板地区の「波板地域交流センター」、花と緑の力での復興を目指す「雄勝花物語」（代表：徳水博志氏）、震災で家族を亡くした子供のケアサポートや、子供を震災で亡くした母親の支援を行っている「一般社団法人 ころろスマイルプロジェクト」（代表：志村知穂氏）を訪問し、活発な意見交換を行った。

現地で復興に向けた活動や支援を行っている方々との対話に刺激を受けて、オーストラリアから来日したランドケア関係者は移動の車中で互いに自分の意見を出し合ったり、議論を活発に行ったりしていた。津波が壊滅的な被害をもたらしたとは言え、なぜ日本でこれほどまで政府主導で防潮堤をつくる必要があるのか、とみな一様に口にして

いたことが印象に残っている。

11月5日（金）に名古屋に戻り、一日休暇をとった後、7日（日）に三重県伊勢市の矢持を訪問した。矢持は伊勢市内から車で20分ほど行った中山間地の集落であるが、日本の典型的な限界集落の特徴——過疎化、高齢化、耕作放棄地や空き家の増加、獣害等——を示している。以前からこの矢持の地域再生に取り組んでいる三重県農業大学校教授の神田幸英氏の案内の下で、オーストラリアの関係者と一緒に日本の中山間地の限界集落が置かれた状況を視察した。矢持が日本の限界集落の特徴を如実に表している一方で、矢持には矢持の豊かな自然を生かした保育を行う「みどり保育園」（代表：倉世古久美子氏）が存在し、伊勢市から多くの園児が通っている。こうしたみどり保育園の存在は、地域の活力を生み出すと同時に、都市住民と農村をつなぐハブとして機能する可能性を秘めている。

今回、矢持にオーストラリア関係者を連れていったのは、ランドケアが日本の限界集落において果たしうる役割について一緒に考えたかったからである。オーストラリアとはまったく状況が異なる矢持のような限界集落で、私たちは何ができるか。ランドケアはその回答をどのように与えるのか。もちろん、こうした問いに一朝一夕に答えられるほど、限界集落が抱える問題構造は単純ではないが、まずはランドケア関係者に実際の状況を見てもらい、議論を深めるための共通認識をつくることができたとと思う。

福島県の被災地と三重県の限界集落の視察から得られ

た経験を基にして、11月8日（月）から11月10日（水）にかけて、オーストラリアのランドケア関係者4名（Rob Youl氏、Jen Quealy氏、Andrea Mason氏、Allan Dale氏）と社会倫理研究所スタッフ4名（籠橋、シーゲル、森山、奥田）とで、ランドケア国際カンファレンスの開催に向けた企画会議を行った。この企画会議はラウンドテーブル形式で行われ、1）国際カンファレンスで扱うべきテーマやトピックの選定、2）報告や議論の進め方や形式、3）招聘すべき報告者の選定、4）準備委員会の立ち上げ、5）国際カンファレンスの開催までのロードマップ等についてブレインストーミング形式で討議が行われた。オーストラリアの関係者はファシリテーターやコーディネーターの経験が豊富なこともあり、議題の設定→各人の発言→ノートテイキングによる議論の整理→論点の確認とフィードバック→再討議→合意形成という一連の流れが実に見事で、長時間にわたる会議であったにも関わらず、みるみるうちに議論が進んでいった。ランドケアに関わる人々の知的体力とコーディネート力の高さを改めて実感した次第である。

2016年11月2日から10日までの一週間強の期間であったが、被災地での多くの方々との交流や視察、および

中山間地の限界集落の視察を行うだけでなく、ランドケア国際カンファレンスの開催に向けたチームづくりと計画策定まで行うことができ、「社会的レジリエンス」研究プロジェクトにとって、非常に充実した一週間であった。2017年の11月5日（日）から8日（水）にかけて開催されるランドケア国際カンファレンスでは、“Global Resilience Through Local Self-Reliance – The Landcare Model”（「地域の自立を通じたグローバルなレジリエンスの向上——ランドケアの可能性」）という副題がつけられている。いま日本や世界が直面している様々な問題や課題に対して、市場や国家のみを手段/主体とするのではなく、「地域」を主体としつつ、市場や国家とのバランスをどのように取っていくかを真剣に考える必要に迫られている。今回のランドケア国際カンファレンスの開催を起点として、社会的レジリエンス研究プロジェクトの中でランドケア国際共同研究を始動させることができればと考えている。■

報告■籠橋 一輝

南山大学社会倫理研究所第一種研究員
南山大学国際教養学部講師



ランドケア国際カンファレンスに向けた準備チームで記念撮影（2016年11月9日）

活動報告

『いのちの支援』研究プロジェクト活動報告

「いのちの支援」研究プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自律的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトである。

2016年度は、プロジェクトに関わる懇話会の開催（全3回）、「いのちの支援」に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場である社会倫理研究プラットフォームの開催（全7回）、「いのちの支援」に関わる研究を実施してきた。

1. 懇話会

「いのちの支援」研究プロジェクトとして2016年度は下記3回の懇話会を実施した（詳しくはそれぞれの懇話会の紹介ページをご覧ください）。

①平成28年4月23日

「男性学的「産み」論としての産みの哲学の可能性」

報告者 居永正宏（大阪府立大学非常勤研究員）

②平成28年7月2日

「ケアを担うのは誰か～子育て・介護とケアワーク～」

報告者 福田弘子（公益社団法人大阪介護支援専門員協会事務局次長兼研修センター部長）

報告者 佐藤静（國學院大學教育開発推進機構助教）

③平成29年1月28日

「生命」と「いのち」の問題としての臓器移植」

保岡啓子（北海道作医学大学院医学研究科客員研究員）

2. 社会倫理研究プラットフォーム

2015年度より、自殺対策や発達障害者支援、学生支援、摂食障害対策等に携わる、いのちの支援に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場として、「社会倫理研究プラットフォーム（略称：しゃりんけんプラットフォーム）」を開催しており、2016年度は全7回開催した。現在、研究者と実務家の連携の下で、いのちの支援をめぐる研究を進めるための基盤が構築されつつある。これまでの参加者は、医学（精神科・内科）・心理学・社会学・経済学・倫理学・

人類学・法学・政治学などの各専門分野の研究者、実務家（弁護士、民間団体）、行政機関関係者などで、毎回10名～15名程度の人数でセミクローズドの形で定期的に開催している（月1回程度）。

2016年度（全7回）※お名前は講師（当時の役職）

第1回 平成28年10月14日（金）18：00～

生越照幸氏（ライフパートナー法律事務所所長・法律）

佐藤まどか氏（カウンセリングスペース・リヴ代表・自死遺族支援）

第2回 平成28年11月23日（水）18：00～

桑和彦氏（名古屋市立大学薬学部教授・睡眠学）

第3回 平成28年12月7日（水）18：00～

阪本俊生氏（南山大学経済学部教授・社会学）

第4回 平成29年1月6日（金）17：00～

河西千秋氏（札幌医科大学医学部教授・精神医学）

第5回 平成29年1月27日（金）17：00～

澤田康幸氏（東京大学大学院総合文化研究科教授・経済学）

第6回 平成29年2月21日（火）17：00～

鈴木太氏（名古屋大学医学部附属病院精神科助教・摂食障害）

第7回 平成29年3月17日（金）17：00～

阪本俊生氏（南山大学経済学部教授・社会学）

3. 研究事業

2016年度は、名古屋市より「平成28年度名古屋市子どもの自殺予防に関する調査研究事業補助金」の受託を受け、名古屋市における自殺予防に関する調査研究を実施した。（研究調査名は、「自殺要因の実証的研究に不可欠な情報基盤整備に関する予備的調査研究—子どもの自殺予防に資する"face-index"の確立を目指して」）

子どもの自殺予防の施策をより効果的なものにするためには、自殺要因の実証的研究が必要であり、そうした研究を信頼の置けるものにするには、実態把握に必要な情報基盤の整備が不可欠である。そのため、本調査研究では、行政と研究機関との連携が必ずしも効果的になされてこなかった現状を踏まえ、自殺に関する先行研究の成果を幅広く把握・検討し、かつ、現在入手可能なデータに基づいて試行的な分析を行うことで、どのような情報がどのような形でなぜ必要となるかといった情報基盤整備の条件を明ら

かにした。調査内容としては、①自殺に関する先行研究の調査と、②名古屋市における子どもの自殺と社会的要因との関連調査を行った。

①では、名古屋市の現状に対して、厚生労働省・警察庁の統計データを分析し、自殺の実態把握をする上で現状入手可能な情報に加えてどのような情報がさらに必要かを明らかにした上で、都道府県・政令指定都市単位で実施された調査研究について収集・検討・分析を行い、とりわけ特徴的な研究を実施している自治体に対してインタビュー調査を実施し、必要な情報を収集・分析した。

②の社会的な知見に基づく調査では、阪本俊生氏（南山大学経済学部教授・社会倫理研究所第二種研究所員）を中心に、19世紀フランスの社会学者デュルケームによる自殺統計の分析を参照し、名古屋市（統計データの限界もあるため、一部愛知県データを利用）の自殺統計との比較を行った。また、この分析に加え、20世紀アメリカの社会学者アーヴィング・ゴッフマンが、社会生活に不可欠の個人の尊厳（聖性）を示す概念として提起した「face（顔）」概念からみた自殺要因の解明を行った。「face」の喪失が重要な自殺要因だとすれば、「face」を手掛かりとした自殺要因の新たな指標「face-index」を確立することもできると考え、本調査研究では、こうした見通しのもと、自殺統計の分析を試みた。

4. 成果

平成28年度名古屋市子どもの自殺予防に関する調査研究事業補助金「自殺要因の実証的研究に不可欠な情報基盤整備に関する予備的調査研究—子どもの自殺予防に資する“face-index”の確立を目指して」事業実績報告書（研究代表者・森山花鈴）を刊行した。

5. 今後の予定

2017年度は、引き続き、懇話会の開催や毎月1回程度社会倫理研究プラットフォームを実施していくとともに、名古屋市より自殺対策に関する調査研究事業として、委託を受けた「名古屋市における自殺対策に関する調査研究」を実施していく。これは、名古屋市の自殺対策に特化した計画の策定及び今後の自殺対策事業実施の参考とするため、名古屋市における自殺の状況についての分析や、自殺対策事業の効果測定手法の検討等を行うものである。

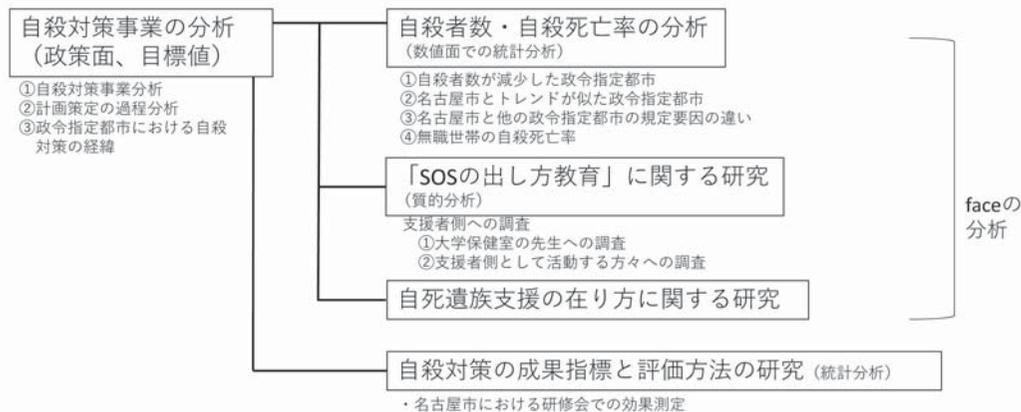
具体的な調査内容としては、①自殺対策事業の分析（政策面・目標面）、②自殺者数・自殺死亡率の分析（数値面での統計分析）、③（自殺総合対策大綱で示されている）「SOSの出し方教育」に関する研究（質的・数的分析）、④自死遺族支援に関する研究、⑤自殺対策の成果指標と評価方法の研究（統計分析）を、名古屋市近郊の関係研究者とともに共同研究の形で実施していく予定である（下図参照）。

日本では2016年4月に自殺対策基本法が改正されたことで、自殺対策に関してすべての市町村に対して計画策定が義務付けられるようになり、2017年には自殺総合対策大綱も改正されたことで、国から自殺統計のデータ提供や政策パッケージ、計画策定ガイドラインの提供があるなど、自殺対策もそのあり方が変容してきている。

自殺対策だけでもこのような様々な法的・制度的な動きもある中で、「いのちの支援」研究プロジェクトでは、自殺の問題を含め「いのちの支援」に関わる問題について、今後も広く扱っていく予定である。■

報告 ■ 森山花鈴

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員
南山大学法学部講師



自殺対策に関する調査研究事業委託 研究体制イメージ

家族の多様性を考える

ための十冊

はじめに

「家族」という言葉から、あなたは何を思い浮かべるだろうか。「自分が生まれ育ってきた家族」、「自分が築いてきた家族」、あるいはまったく別のことを考えたかもしれない。

日本における「婚姻」や「親子」等について規律する民法には、「家族」そのものを定義する規定はない。しかし、民法が想定する家族のかたちは、男女が出会い、婚姻した後に子をもうけ、その子を監護・養育し、彼らが老いた後には子に扶養され、死亡すれば相続によりその財産が承継されるという家族の在り方である。そして、前記のような家族の在り方から外れる個人／家族は、場合によっては、法的保護の対象外であるとされてきた。一般社会においても、家族とは1組の男女のカップルとその間の子からなる集団と考えるのが多数派であろう。

ところで、日本においては、晩婚・晩産・非婚に起因する少子化が叫ばれて久しいが、このような背景の1つとして、上記のような伝統的家族観に対する人々の意識の変化があることは確かであろう。それでは、現代社会における家族の多様性—家族形成・家族の在り方に関する自己決定—は、法的・社会的にどこまで受容されてきたのだろうか。以下では、婚姻、妊娠・出産、子の養育をキーワードに、家族の多様性を考える際に参考となる10冊を紹介する。

1. 総論的事項

人の出生から死亡までの歴史において、家族形成・家族の在り方に関する自己決定が問題となるのは、どのような場面であろうか。その全体像を把握するための書として紹介したいのが、二宮周平著『家族と法—個人化と多様化の中で』（岩波書店、2007年）、由井秀樹編著『少子化社会と妊娠・出産・子育て—テーマでひらく学びの扉』（北樹出版、2017年）である。

前者は、民法（家族法）の立場から、後者は家族社会学・生命倫理学等の立場から、出生（子の出自と法的地位の平等化）・婚姻（法律婚以外の関係の締結と当事者の保護）・親子（親子関係の確立／断絶と当事者の法的地位の保障）・扶養（保護と自立支援の在り方）等の問題について、その歴史的背景と現状を解説した書である。

2. 各論的事項1—婚姻

婚姻外の関係の保護に関する問題—例えば、夫婦同氏の原則にみられるような婚姻の効果を回避するために、事実婚やパートナーシップ関係を選択するカップルが法的保護の対象外とされる問題—もあるが、ここでは、近時社会の耳目を集めている同性愛と同性カップルの関係締結に関する書を紹介する。

三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ』

案内 ■ 梅澤 彩 うめざわ・あや

熊本大学大学院法曹養成研究科准教授

(明石書店、2015年)は、性的指向の自由とその権利保障について、憲法・民法・国際人権法の立場から検討するとともに、日本における同性愛を歴史と文学の視点から紐解くことにより「日本の法と歴史における同性愛の位相を明らかにする」書である。そして、前記性的指向の自由とその権利保障の在り方として、同性パートナーシップ・同性婚に関する世界の動向および日本の現状をまとめた書が棚村政行・中川重徳編著『同性パートナーシップ制度—世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望—』(日本加除出版、2016年)である。同書では、日本で同性パートナーシップ制度を導入した自治体の関係者、当事者等の声を紹介することにより、多様なカップルを承認する社会の構築にむけての道程を示すという試みもなされている。

3. 各論的事項2—妊娠・出産

生殖に関する自由は、どこまで認められるだろうか。ここでは、家族を創るという観点から、生殖補助医療に関する書を紹介する。

医療技術の進展・普及により、現在では、国内外において、第三者の配偶子および胚を用いた生殖補助医療、依頼者夫婦の配偶子を用いた代理懐胎等が実施されている。日本においては生殖補助医療法制が存在しないため(2017年10月18日現在)、同医療に関わる利用者資格、法的親子関係の成立方法、出自を知る権利、生殖ツーリズム等、問題は山積している。前記のような問題を全般的に扱う書として、日比野由利編著『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』(日本評論社、2013年)は、アジアにおける生殖ツーリズム、日本の不妊当事者の実際、家族形成における血縁の意義等について、社会学・臨床心理学・法学等の立場から分析するものである。

日本においては、従来、非配偶者間人工授精(AID)は匿名で行われてきたが、非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子著『AIDで生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声』(萬書房、2014年)は、当事者が自らの言葉を通して、生殖補助医療および出自を知る権利の意義について問いかける書である。これと関連して、Ken Daniels(著)・仙波由加里(訳)『家族をつくる—提供精子を使った人工授精で子どもを持った人たち』(人間と歴史社、2010年)は、生殖補助

医療関係当事者に出自を知る権利を認めているニュージーランドの実際について、ソーシャルワークの視点からまとめられた書であり、前記問いに関する示唆を与えてくれる。

4. 各論的事項3—子の養育

子の養育者は実親でなければならないか。従来、自らの子を養育できない親が子を第三者に託す方法としては、里親委託・養子縁組が一般的であったが、このような制度を利用することができない親の受け皿となっているのが、慈恵病院(熊本市)が設置した「このとりのゆりかご」である。このとりのゆりかご検証会議編著『このとりのゆりかご検証会議—最終報告「このとりのゆりかご」が問いかけるもの—いのちのあり方と子どもの権利—』(明石書店、2010年)は、同制度導入後2年間の利用実態を検証したものであるが、日本における家族形成・家族の在り方に関する自己決定の現状を如実に物語る書でもある。

上記のように、実親による養育が期待できない子については、子の健やかな成長という観点から、出生した家庭とは別の家庭的な環境での養育が期待されるが、子と非血縁関係にある単身者/同性カップルによる子の養育については消極的に評価されてきた。子を養育する親資格/子をもつ資格について考える際に、示唆を与えてくれる書として、奥田安弘・高倉正樹ら著『養子縁組あつせん—立法試案の解説と資料』(日本加除出版、2012年)、杉山麻里子著『ルポ 同性カップルの子どもたち—アメリカ「ゲイビーブーム」を追う』(岩波書店、2016年)がある。前者は、養子縁組を促進するための公的仕組について検討したもの、後者は、里子・養子のみならず、生殖補助医療で子どもをもうける同性カップルとその子どもの声を伝えるものであり、親子の意義・親資格についての再考を促すものである。

5. むすびにかえて

以上、「家族の多様性を考えるための10冊」を紹介してきた。伝統的な家族の在り方に対する価値観は、ゆっくりではあるが、確実に変容している。本稿が、多様な家族の在り方を受け入れ保障するための方策を考える際のの一助となれば幸いである。■

研究所活動記録

(2016年4月-2017年3月)

平成28年度(2016年度)活動報告

懇話会・トークセミナー・シンポジウム

懇話会

第1回 平成28年4月23日

論 題 「男性学的「産み」論としての産みの哲学の可能性」

報告者 居永正宏(大阪府立大学非常勤研究員)

討論者 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

第2回 平成28年7月2日

共通テーマ 「ケア」を担うのは誰か～子育て・介護とケアワーク～

報告者 福田弘子(公益社団法人大阪介護支援専門員協会事務局次長兼研修センター部長)

論 題 「ケア」を生きる～介護現場におけるケアマネジャーの役割と現状

報告者 佐藤静(國學院大學教育開発推進機構助教)

論 題 ケアすべきは誰か～ケアされる人のニーズとグローバル化と

討論者 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

第3回 平成28年11月26日

共通テーマ 貿易は環境を破壊するか?～水と森をめぐる経済分析～

報告者 佐藤正弘(内閣府計量分析室参事官補佐)

論 題 世界の人口・食料問題とバーチャルウォーター貿易

報告者 鶴見哲也(南山大学総合政策学部准教授)

論 題 貿易自由化が森林資源に及ぼす影響

討論者 籠橋一輝(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

第4回 平成29年1月28日

論 題 「生命」と「いのち」の問題としての臓器移植

報告者 保岡啓子(北海道大学大学院医学研究科客員研究員)

討論者 奥田太郎(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

第5回 平成29年2月18日

論 題 少年法適用年齢引下げは妥当か?

報告者 武内謙治(九州大学大学院法学研究院教授)

討論者 丸山雅夫(南山大学社会倫理研究所所長/大学院法務研究科教授)

しゃりんけんトークセミナー

第1回 平成28年10月17日

テーマ 家族のカタチはひとつだけ?

論 題 妊娠・出産と家族の多様性

報告者 梅澤彩(熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

司 会 籠橋一輝・森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)

第2回 平成28年10月17日

テーマ いつでも「産める」と思っていますか?

論 題 生殖補助医療と法-民法の視点から

報告者 梅澤彩(熊本大学大学院法曹養成研究科准教授)

司 会 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究員)



シンポジウム

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催
公開シンポジウム「持続可能な発展は可能か～回勅「ラウダート・シ」を複眼的に読む」

平成 28 年 10 月 22 日

会 場 南山大学名古屋キャンパス

報告者 吉川まみ（上智大学神学部神学科講師）、神崎
宣次（南山大学外国語学部英米学科教授）、佐
藤啓介（南山大学人文学部キリスト教学科准
教授）

司 会 籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所第一種研
究所員）

主 催 南山大学社会倫理研究所

共 催 上智大学生命倫理研究所

南山大学社会倫理研究所主催「レジリエンスの社会倫理
的基盤構築」シンポジウム 2016「人は自分を救える
のか？—自助と支援を考える」

平成 28 年 12 月 3 日

会 場 南山大学名古屋キャンパス

報告者 マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研
究所客員研究所員）、和田清（埼玉県立精神医療
センター部長）、川野健治（立命館大学総合心
理学部教授）

司 会 森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研
究所員）

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第 31 号

発行日 2016 年 11 月 30 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第 9 号

発行日 2016 年 6 月 30 日

2016 年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、奥田太郎第一種研究所員、籠
橋一輝第一種研究所員、森山花鈴第一種研究所員を核と
する研究所体制により、「レジリエンスの社会倫理的基盤
構築」を共通テーマとして掲げ、そのもとでの複数の研
究プロジェクトの推進協力を目標として、第二種研究所
員 6 名の任用更新、客員研究所員の再任用、非常勤研究
員 5 名の再委嘱、3 名の新規任用を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する
情報発信に努めた。また、英語サイトも立ち上げ準備中
である。

懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会 5 回、しゃりんけんトークセミナー 2 回、シン
ポジウム 2 回を開催した。

出版物

『社会と倫理』第 31 号、『時報しゃりんけん』第 9 号
を刊行した。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき 2007
年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文
に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第 10
回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて 7 篇の応
募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文
1 篇、審査員賞 1 篇が選定された。

研究所活動記録

(2016年4月-2017年3月)

研究所専任スタッフ研究業績

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

藤田尚志・宮野真生子編『愛・性・家族の哲学③ 家族—共に生きる形とは?』(第6章「家族であるために何が必要なのか—哲学的観点から考える」pp. 181-211を担当)、ナカニシヤ出版、2016年4月。

直江清隆編『高校倫理の古典でまなぶ 哲学トレーニング1—人間を理解する』(3-1「ネットの情報はどれくらい信じられるのか—ペーコン『ノヴム・オルガヌム』」pp. 122-131を担当)、岩波書店、2016年10月。

論文

「自然化の行き着く先としての倫理の非自然性—戸田山からウィギンズ、そしてヒュームへ」『中部哲学会年報』第47号、pp. 18-32、2016年8月。

「18世紀英国道徳哲学の幸福論的転回の一断面」『社会と倫理』第31号、pp. 53-67、2016年11月。

書評

品川哲彦著『倫理学の話』(ナカニシヤ出版、2015年)『社会と倫理』第31号、pp. 226-231、2016年11月。

学会発表

「スマートフォン依存傾向の親子間関係—小中高生の保護者向けスマホ教室の参加者のデータから」(土屋耕治と共同(20%))、ポスター発表、日本社会心理学会第57回大会、関西学院大学、2016年9月18日。

“Whistleblowing and Resilience,” 10th International Conference on Applied Ethics, Hokkaido University, Sapporo, 29th October 2016.

研究会報告

「レジリエンス概念の倫理的検討」、2016年度第3回応用倫理研究会、北海道大学、2016年7月27日。

講演

「穀潰し」と「足手纏い」の倫理、聖霊病院カトリック医療倫理講演会、聖霊病院、2016年11月24日。

寄稿

「相互理解、寛容」と「公正、公平、社会正義」(連載「見えてわかる!道徳」第2回、上村崇との共著、越智貢監修)

『どうとくのひろば』No. 15、日本文教出版、pp. 2-3、2016年10月。

「感動、畏敬の念」と「よりよく生きる喜び」(連載「見えてわかる!道徳」第3回、上村崇との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No. 16、日本文教出版、pp. 10-11、2017年1月。

調査報告書

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者: 縁エキスパート株式会社)『平成28年度「保護者のための体験!体感!スマホ教室」受講者アンケート調査分析中間報告書』2016年12月2日(協力:土屋耕治)。

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者: 縁エキスパート株式会社)『平成28年度「保護者のための体験!体感!スマホ教室」受講者アンケート調査分析最終報告書』2017年3月24日(協力:土屋耕治)。

籠橋一輝【かごはし・かずき】

著書

“Water Sharing, Drought Adaptation and Inclusive Wealth: Implications from the Case of the Sanuki Plain in the 1994 Drought.” In: Shunsuke Managi (ed), *The Wealth of Nations and Regions*, Chapter 14, pp.292-308(17p.), Routledge, November 2016.

『持続可能な発展は可能か—回勅『ラウダート・シ』を複眼的に読む』(編著)、南山大学社会倫理研究所、75p.、2017年3月。

論文

「水資源開発が地域の水利利用・管理に与える影響—讃岐平野における香川用水事業を事例として—」『社会と倫理』第31号、pp.165-180、2016年11月。

学会発表

「Sato et al. “Virtual water trade and water scarcity” へのコメント」、日本経済学会2016年春季大会、日本経済学会、2016年6月18日、名古屋大学。

“Reexamining the Social Context of Critical Natural Capital”, ISEE (International Society for Ecological Economics) 2016 Conference, The International Society for Ecological Economics, June 28th 2016, University of the District of Columbia.

“Building Resilience for Sustainable Development –

Implications from the Case of Water Sharing in Japan”, The 6th Congress of EAAERE (East Asian Association of Environmental and Resource Economics), East Asian Association of Environmental and Resource Economics, August 8th 2016, Kyushu Sangyo University.

「水資源の希少性と経済成長—水充足度データを用いた実証分析—」(鶴見哲也・花崎直太・馬奈木俊介との共著)、環境経済・政策学会 2016 年大会、青山学院大学、2016 年 9 月 11 日。

“Critical Natural Capital and Social Resilience”, The 10th International Conference on Applied Ethics, Center for Applied Ethics and Philosophy, October 29th 2016, Hokkaido University.

講演

「水資源の希少性と経済成長—水充足度データを用いた実証分析—」(鶴見哲也・花崎直太・馬奈木俊介との共著)、関東環境経済学ワークショップ、早稲田大学、2016 年 12 月 1 日。

“Water Scarcity and Economic Growth: An Empirical Analysis using CAD data”(Co-authors: Tetsuya Tsurumi, Naota Hanasaki and Shunsuke Managi), Environmental Economics Seminar, December 9th 2016, Kobe University.

「水資源開発が地域の水利用・管理に与える影響—讃岐平野における香川用水事業を事例として—」、研究会「川と水のマネジメント・ガバナンス」、しいのき迎賓館、2017 年 1 月 20 日、。

“Water Scarcity and Economic Growth: An Empirical Analysis using CAD data”(鶴見哲也・花崎直太・馬奈木俊介との共著)、南山大学経済学部ランチセミナー、南山大学、2017 年 1 月 18 日。

「クリティカル自然資本と持続可能性」、植田和弘教授退職記念公開シンポジウム、京都大学、2017 年 3 月 8 日。

寄稿

「緒言」(特集「地域の水を考える」の序文)『社会と倫理』第 31 号、pp.147-150、2016 年 11 月。

森山花鈴【もりやま・かりん】

論文

「自殺対策における官民学の役割」『アカデミア社会科学編』第 11 号、pp.59-87、2016 年 6 月。

「自殺対策における内閣府の役割」『アカデミア社会科学編』第 12 号、pp.113-125、2017 年 1 月。

「自殺に関する概況と子どもの自殺をめぐって—希死念慮

のある子どもの小児神経外来での対応の経験を含めて」(加我牧子との共著)『社会と倫理』第 31 号、pp.133-146、2016 年 11 月。

書評・新刊紹介

天田城介・渡辺克典著『大震災の生存学』(青弓社、2015 年)、『社会と倫理』第 31 号、pp.253-254、2016 年 11 月。

平山正実・斎藤友紀雄編『自死遺族支援と自殺予防—キリスト教の視点から』(日本基督教団出版局、2015 年)『社会と倫理』第 31 号、p.254、2016 年 11 月。

本橋豊編『よくわかる自殺対策—多分野連携と現場力で「いのち」を守る』(ぎょうせい、2015 年)『社会と倫理』第 31 号、p.255、2016 年 11 月。

学会発表

“Suicide Prevention Policy in Japan”, The 7th Asia Pacific Regional Conference of the International Association for Suicide Prevention, Tokyo Convention Hall, May 20, 2016.

「自殺対策における行政の役割」、第 40 回日本自殺予防学会総会、東京コンベンションホール、2016 年 5 月 26 日。

「自殺対策の政策形成過程と内閣府の役割」日本政治学会 2016 年度総会・研究大会、立命館大学大阪いばらきキャンパス、2016 年 10 月 2 日。

“Suicide and Proximate Causes, Resilience”, The 10th International Conference on Applied Ethics, Center for Applied Ethics and Philosophy, Hokkaido University, October 29, 2016.

寄稿

「緒言」(特集「自殺対策をめぐる政策・実践・研究」の序文)『社会と倫理』第 31 号、pp.101-106、2016 年 11 月。

「社会倫理の道標—いのちの支援を考えるための十冊」『時報しゃりんけん』第 9 号、pp.22-24、2016 年 6 月。

研究会報告

「自殺問題における倫理」、第 4 回 Meta and Normative Ethics Research Meeting、福岡大学、2016 年 5 月 29 日。

「日本における自殺対策の政策形成過程—内閣府・厚生労働省の役割—」南山学会社会科学系列第 1 回研究例会、南山大学瀬戸キャンパス、2016 年 7 月 6 日。

調査報告書

平成 28 年度名古屋市子どもの自殺予防に関する調査研究事業補助金「自殺要因の実証的研究に不可欠な情報基盤整備に関する予備的調査研究—子どもの自殺予防に資する“face-index”の確立を目指して」事業実績報告書、2017 年 3 月 31 日(研究代表者：森山花鈴)。

南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・教授 [倫理学、応用倫理学]

箆橋 一輝 国際教養学部国際教養学科・講師 [環境経済学、地球環境学]

森山 花鈴 法学部法律学科・講師 [行政学、政治学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 国際教養学部国際教養学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

阪本 俊生 経済学部経済学科・教授 [社会学、経済社会学]

杉原 桂太 理工学部機械電子制御工学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鶴見 哲也 総合政策学部総合政策学科・准教授 [環境経済学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

水留 正流 法学部法律学科・准教授 [刑法、精神医療]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

客員研究所員

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・元教授 [社会倫理、環境神学・環境倫理、平和研究]

非常勤研究員

池田 丈佑 富山大学人間発達科学部・准教授 [国際関係論、倫理学]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

大庭 弘継 京都大学大学院文学研究科・研究員 [国際政治学、国際安全保障]

生越 照幸 ライフパートナー法律事務所・所長 [法律、自死遺族支援]

香坂 玲 東北大学大学院環境科学研究科・教授 [環境経済学、国際協力論]

斎藤 修 一橋大学・名誉教授 [比較経済史、歴史人口学]

鈴木 真 関西福祉科学大学社会福祉学部・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]

高橋 良輔 青山学院大学地球社会共生学部・教授 [政治理論、国際関係論、政治社会学]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

都築 章子 NPO 法人海の自然史研究所 [教育学、科学教育]

中野 涼子 金沢大学人間社会学域国際学類・准教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 広島大学大学院総合科学研究科・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

五十音順・2017年4月1日現在

研究プロジェクト関連マップ 2017

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト／「倫理学の可能性」研究プロジェクト／「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「法・制度・倫理」研究プロジェクト

「カトリック社会倫理研究プロジェクト」／「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト／「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト／「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクト／「法・制度・倫理」研究プロジェクト／「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト／「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト／「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト

ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「「国際社会」と倫理」研究プロジェクト／「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト／カトリック社会倫理研究プロジェクト

編集後記

2016年度は、社倫研にとって新たなスタートと様々な節目を迎えた1年となりました。

社会倫理研究奨励賞は第10回を迎え、奨励賞1件、審査員賞1件の受賞者をそれぞれ出すことができました。研究所活動では、社倫研 Web サイトも大幅にリニューアルし、facebook の運用もスタートしています。また、2016年度は上智大学生命倫理研究所との共催シンポジウムに加え、南山大学社会倫理研究所主催のシンポジウムも開催いたしました。さらに、研究所の研究成果を社会的に発信する活動の一環として、「学生が学生のうちに知っておいた方がよいことを伝える」ことをテーマに、南山大学の学生向けに「しゃりんけんトークセミナー」を新たに実施しています。

社倫研としてはコアスタッフ体制が変わってから2年目となり、2015年度より新たにスタートした「社会的レジリエンス」研究プロジェクトと「いのちの支援」研究プロジェクトも軌道に乗り始めており、懇話会だけでなく、研究会やプラットフォームの場が定期的に開催されています。さらに、刊行物として、『社会と倫理』第31号および上智大学生命倫理研究所との共催シンポジウムの講演録（籠橋一輝編、『持続可能な発展は可能か——回勅『ラウダート・シ』を複眼的に読む』、社会倫理研究所、2017年）を発行し、社会倫理の基盤構築に向けた研究を展開しています。

2017年11月には、籠橋研究所員がオーガナイズするランドケア国際カンファレンスが開催予定です。社倫研は2017年度においてもすでに多くの取り組みを実施しておりますので、今後とも一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

森山花鈴・奥田太郎

2017年10月31日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町18 〒466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町19-20 〒456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

